平成27年第3回定例会会議録(第4号)

平成27年9月16日

○出席議員(25名)

1番 冏 真 君 2番 竹 内 善 浩 君 部 明 3番 安 部 君 4番 小 野 正 君 $\overline{}$ 郎 三 5番 森 大 輔 君 6番 重 忠 昭 君 7番 野 上 泰 生 君 8番 森 山 義 治 君 9番 穴 井 宏 君 10番 加 藤 信 康 君 11番 荒 金 卓 雄 君 12番 松 Ш 章 三 君 13番 萩 野 忠 好 君 14番 市 原 隆 生 君 15番 玉 実 久 夫 君 16番 黒 木 愛一郎 君 17番 平 野 文 君 松 Ш 峰 生 君 活 18番 19番 哲 男 君 20番 堀 本 博 行 君 野 П 三ヶ尻 21番 本 成 君 22番 正 友 Ш 君 23番 藤 勝 彦 君 24番 河 野 数 則. 君 江 藤 君 25番 首 正

○欠席議員(な し)

○説明のための出席者

市 長 長 野 恭 紘 君 副 市 長 团 南 寿 和 君 育 副 市 長 猪 又 真 介 君 教 長 寺 尚 悌 君 水道企業管理者 永 井 正 之 君 総 務 部 長 豊 永 健 司 君 画 部長 藤 将 之 君 建 設 部 長 岩 田 弘 君 工 ONSENツーリズム部長 伊 藤 慶 典 君 生活環境部長 釜 堀 秀 樹 君 福祉保健部長 野 光 章 君 消 防 長 原 靖 繁 君 大 河 兼福祉事務所長 総務部参事 伊 藤 守 君 教 育 参 湊 博 秋 君 事 水道局次長 清 政策推進課長 明 三 枝 秀 君 本 田 彦 君 兼管理課長 危機管理課長 安 紀 光 課 昌 君 藤 文 君 長 河 村 秀 次長兼温泉課長 宮 崎 徹 君 市 民 課 長 濱 本 徹 夫 君

次長兼環境課長	松	永		徹	君	次長兼障害福祉課長	岩	尾	邦	雄	君
障害福祉課参事	大	野	積	善	君	児童家庭課長	原	田	勲	明	君
児童家庭課参事	寺	山	真	次	君	高齢者福祉課長	池	田	忠	生	君
健康づくり推進課長	甲	斐	慶	子	君	都市整備課長	松	屋	益》	台郎	君
公園緑地課長	生	野	浩	祥	君	次長兼教育総務課長	重	岡	秀	徳	君
学校教育課長	篠	田		誠	君	生涯学習課長	永	野	康	洋	君
スポーツ健康課長	溝	部	敏	郎	君						

○議会事務局出席者

局	長	檜	垣	伸	晶	議事総務課長	宮	森	久	住
補佐兼総務	務係長	河	野	伸	久	補佐兼議事係長	浜	崎	憲	幸
主	幹	吉	田	悠	子	主幹	佐	保	博	士
主	查	佐	藤	英	幸	主 查	波	多野		博
主	事	穴	井	寛	子	速記者	桐	生	能	成

○議事日程表 (第4号)

平成 2 7 年 9 月 1 6 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議 第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 (議事日程に同じ)

午前 10 時 00 分 開会

○議長(堀本博行君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○ 16 番(黒木愛一郎君) 通告に従いまして、高齢者の介護予防についてというところから、 元気よく質問していきたいと思っております。

今、高齢者の医療費、介護費などの社会保障費というのは、本当にふえ続け、財政を圧迫しているのではないかと思っております。私も地元西校区で、西校区というところは、別府市で一番高齢化率の高い、本当に高齢者の方も多く、いろんな活動をしながら高齢者が少しでも元気になってもらいたい、笑顔でいてもらいたいという思いでいろんな活動をしておりますけれども、今国は、ますますふえ続ける支援の必要な高齢者と支援者の不足による、持続可能な介護保険制度であるために必要な法律の一部改正を行っている。その1つが総合事業であると聞いております。

そこで、これから先、高齢者が本当にふえていく団塊の世代の方々が75歳以上を迎える2025年に向けて、別府市はどのように取り組むこととしているのか、お願いいたします。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

平成27年4月の総合事業開始により、要支援レベルの高齢者は、介護認定を受けることなく訪問介護と通所サービスを受けられるようになるとともに、住民全体による有償ボランティアを導入できる体制となっております。

今後は、どのような内容の有償ボランティアが求められているのか、この整備をしまして、準備に努めたいと考えております。

○16番(黒木愛一郎君) 今答弁の中に、訪問介護、通所サービスが、門戸が開かれるようになった、また有償ボランティアなども導入できるという体制づくりができたということですけれども、私も先ほど言いますように、校区でいろんなスポーツを、関連した活動をしながら、また自治会でも医師会の皆さん、また民生委員の皆さんと福祉部というのをつくり、いろんな活動をさせていただいております。

高齢者から子どもまで、さまざまな世代の人とかかわり、地域の交流、一人一人の交流の輪がまちを元気に、明るくするものだと確信しております。ただ、高齢者の方が特に単身世帯も多く閉じこもりぎみです。そこで、高齢者の健康維持のための介護予防事業は非常に重要であると考えております。

そこで、別府市が今取り組んでいる介護予防事業についてお願いいたします。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

元気な高齢者を対象に運動機能の維持改善や栄養改善、口腔機能向上を目的とした教室や、温泉を活用した湯中運動教室、認知症予防を目指す教室などを行っております。また、二次予防教室といたしまして、これまで好評でした「すこやか元気づくり教室」は、今年度より総合事業の短期集中型サービスとして生まれ変わっております。運動・栄養・口腔・認知症予防など、自宅での訪問指導と教室での通い指導の両面から専門的な指導を受けて、短期間で効果を上げるサービスとして新たに取り組んでいるところでございます。

○16番(黒木愛一郎君) 今、一次予防教室ですね、この一次予防というのは健康な高齢者、また二次予防ということで「すこやか元気づくり教室」をやっている。二次予防というのは、これから要介護になるおそれのある方々のことだとは思っておりますけれども、先ほども私は言いましたけれども、一人でも多くの高齢者が健康で元気になることが何かないのかなと、いろいろと地域の方、自治会の方と協力しながら地域交流を進めております。ただ、高齢者の方は、声をかけることは、かけて返事は返ってきます。けれども、身体的な

問題などもあり、なかなか外に出てこようとしない。こういうのが現実ではないかと思っております。

私たちも本当に高齢者をどうにかして声をかける、そのためには地域の人たちの交流づくりは本当に必要だなということを思いながら、テレビで宮崎県の国富町という町が紹介されました。ここは、テレビで見たときに介護保険料が下がった、また高齢者を町の車両で健康教室、町の健康教室まで運んでいるというテレビを見まして、これはすごいなという思いで、私は国富町に行ってまいりました。

この国富町というのは、宮崎市の西隣、綾町、今ふるさと納税日本一の綾町ですね、その中間にある、ちょうど間にあるのですけれども、2万人ぐらいの町でございます。当然別府市と国富町を、人口の規模も違いますし、都市環境も違いますし、一概に比較することはできないのですけれども、何かそういう成功事例ということでいろいろとお話を聞いてまいりました。

そこで1番目に、介護保険料が下がったという中で職員さんと話したときに、実は宮崎県で一番高かった。それをどうにかしなくてはいけないということで、「シニア元気アップ運動教室」というのをつくり、どうにかその介護保険料を下げていかなくてはいけないというので、平成24年度からそういう事業を始めた。また、車両で送り迎えしているのですかということを聞いたときに、二次予防の方というのは、なかなか表に出ることができない。やっぱり外に出ることが正気があるということで、町がそういう二次予防の方を町の施設まで連れていって運動教室をしている。そこには当然専門の指導員がいて、いろいろな軽度の運動を行っている。そして、もう1つの一次予防教室というのは、これは地域の方々、住民の方々が主体となって予防教室を開いている。ということで、二次予防で少しでも元気になったら、その地域の、地域というのはやっぱり公民館、体育館、身近なところでやっていますので、そちらのほうに来るようになったという。それで、今までその施設が、平成24年度は一次予防が2つしか施設しかなかったのが、平成25年度は16教室にふえ、今年度は22教室までふえた。ということは、やはり高齢者を二次教室で運動し、一次教室に来てもらい、また地域の人が声をかけてどんどん教室がふえている。

そういう結果が、介護保険料が下がったということで現場、二次予防教室も、私は見てきました。高齢者の方は、椅子に座りながら、二次予防ですから、無理な運動はできないということで屈伸運動とかちょっとした体操をしながら、あとは皆さんで歌ったり、何かそういう時間を大体1時間半、また周りには血圧計などもやはり置いていろいろやっている。その後、次は、私は一次予防教室のほうを見させていただきました。これは体育館でやっているのですけれども、そこはやはり二次と違って一次ですから、健康な高齢者、また二次から来た人ですから、少しずつよくなっている人。それでも無理のない範囲の中でやはりいろんな教室。ここは、教室は一次教室というのは、自分たちで好きなことをやりましょう。ただ体操だけではなく、ゲームをしたり、歌を歌ったり。そうしたときに、やっぱり皆さんがすごく楽しんでやっている。そういうところを見てきました。

町のほうも、この地域のボランティアサポーターに取り組んでいる人たちに「シニア元気アップ運動推進事業」ということで予算をつけていますね。26年度は650万円の予算をつけた。今年度は1,040万円つけた。やはり、そこにお金を投入しているわけです。これが予防になる、本当に大事なことではないかなという思い、また先ほど言いましたけれども、地域の方が、地域住民が見守る、これが大事ではないかなということを本当に感じて帰ってきました。

先ほど課長が、別府市での介護予防の取り組みの説明がありましたが、高齢者の延伸寿命について、また地域は地域住民で支える仕組みなど効果が何かあらわれていることがあれば、お願いいたします。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

これまでの別府市が行ってきました「すこやか元気づくり教室」での参加者の体力測定などの数値を見ますと、非常に高い効果があらわれております。参加者の主観的な健康観においても、目標にしていた、旅行に行けたとか、また体が軽くなったとかの感想をいただいております。しかしながら、これら予防事業の参加はまだまだ少なく、介護保険料を下げるほどの効果には至っておりません。

第6期の介護保険事業計画では、介護保険料の上げ幅は、他の要因を含めて一定程度軽 費に抑えられておりますが、介護予防事業は有効性のある事業であると考えております。

今後は、市内全域にわたりまして地域住民の力を活用した広がりを持たせた仕組みづくりにより、地域での市民生活を住民みずからの意思と行動で支えられる機運の高まりに期待をしているところです。

また、高齢者の社会参加は、日常の生活の中で実践として介護予防につなげることができるものとして、今後も推進に努めていきます。

- ○16番(黒木愛一郎君) 今、「すこやか元気づくり教室」では効果があらわれている。ただ、予防事業の参加はまだまだ少ない。やはり行政主導でやることに、なかなかそういう住民の人たち、介護の予防のその人たちがなかなか出てこられない。だから先ほど言いますように、地域でやはり声かけすることが一番大事ではないか。また、国も提唱し、自治体も推進しています予防の仕組みに重点を置いた高齢者施策の拡大がまだまだ不足していると思っております。要介護度が重度になってからでは、やはり遅いのですね。要介護度が1段上がるごとに1人にかかる医療費、社会保障費、介護費も含めてですけれども、社会保障費が数百万単位で上がっていくわけです。これを考えますと、要介護度状態になる前の取り組みが重要ではないかと思っております。成果としてはなかなか見えにくいこともあるかもしれませんけれども、予防に予算をかけていく、これが大事ではないかなと思っております。寝たきりになる前、高齢者が寝たきりになる前に、健康な状態が維持できる取り組みに対しどのようなお考えを持っていますか。お願いいたします。
- ○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

介護事業につきましては、これまでの反省から、要介護状態になる前の予防に力を注ぐことを国も推奨しております。介護予防は、本市も平成21年度から取り組んでおりますが、これまでの一次予防、二次予防を地域包括ケアシステムの総合事業として本年度から取り組みを始めたところでございます。

議員言われるように、介護予防につきましては、費用対効果の面でも重要視をしております。また別府市では、本市独自の介護予防体操や大分県のめじろん体操などを活用しまして、地域で指導を行う「ゆうゆう体操広め隊」を育てるとともに、5人以上の高齢者を含む自主活動グループをつくるきっかけとして専門指導員を派遣する支援を行っております。

どのようにすれば多くの市民、高齢者に参加していただけるのかなど課題もありますが、 住民活動を支援する方法で介護予防の広がりの推進に努めてまいりたいと思います。

○ 16番(黒木愛一郎君) 行政としていろいろと、高齢者福祉課としていろんな事業に取り 組みながら、またいろんな地域の人たちの力を借りながらということですけれども、やは り高齢者が地域で元気でいてくれるということは、本当に地域の活性化というふうに私は 思っております。やはりそういう健康を維持する延伸寿命の取り組み、また寝たきり、引 きこもりがちの高齢者の方を一人でも減らす取り組みをぜひやっていただきたい。ただ行 政だけでこれができますか。なかなか難しい問題と思います。人も財政も対になっていま す。行政のほうとしてみれば、いろんな運動教室を開くけれども、それはそこで指導者が 集めてやるではなく、地域の方々が少しでもやってくれている、そういうところに地域の 力を借りて高齢者を予防していく、そういうことを考えるほうが大事ではないか。

先ほど宮崎県国富町の話をしましたけれども、あそこでは何がよかったのか。地域に出て行くようになった。やはりそういうふうに高齢者が出てきてくれることが、地域としては一番ありがたい。やはり莫大な社会保障費を軽減するためにも、そういうところに力を入れてもらいたいということは何かというと、地域でやっている行事、いろいろ高齢者を含めたことをやっているところに少しの予算でもつけてあげる。それが、僕は、ますます地域がいろんな事業に取り組めるのではないかと思っております。

本当に今、新聞でもちょっと見ましたけれども、大分のほうではきずな、地域で育むという、新聞に出ていまして、そこはカラオケ教室。やはり初めは少なかったけれども、皆さんで声かけたら広がった。例えば、別府市でも市長の地元の鉄輪東、松川章三議員も初めのときにやはり一緒に参加しながら現場を見ていると思いますけれども、ここは、前はスポーツ健康課の「スクラッチ健康教室」というのを月1回やっていたのですね。それが、月1では物足りなくなり、民生委員さんを中心に、やはりもっとやってよということで毎週これを行っている。これは市長も知っていると思います。これは6年間続いているそうです。また、いろんな自治会でいろんな活動をしていると思います。例えば、私の自治会でも「ひまわりさん」といって民生委員さんが協力員さんたちと一緒にフラダンスと手芸とお茶飲み合い、そういう事業をやっているのですね。去年のちょうど敬老会のときにそういうフラダンスをやったときに、高齢者の方がいいなと。初めは2人、3人だったのが、今は10人以上の方が出てきている。やっぱりそういうところに予算を出してくるのが大事ではないかな。

地域の高齢者というのは、(発言する者あり)静かにしてください。それはさっきも言いましたけれども、いろんな自治会がやっていると思います。たまたまうちの説明をさせていただきましたけれども、ただ、これは健康だけではなくて詐欺、今いろいろ高齢者の詐欺がある。やはり私たちのお茶飲み会でやっているいろんな話をする中で、そういうことも予防できるのですね。これは大事なことだと思っております。

地域のことはいろいろと話しましたけれども、私たちが市民と議会との対話集会の中で、きのう、荒金議員が山の口の話をされました。私たち2班、城島と山の口に分かれ、きのう、質問しました荒金議員、私、そして副議長の野上議員と3人が担当して行かせていただきました。きのう、その自治会の話は荒金議員がいろいろと御説明したとおりですけれども、そこで、高齢者の方たちと話しながら祝い金、高齢者の祝い金ですね、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、1万円、100歳、10万円。この祝い金のことを、副議長の野上議員が「どうですか」とお尋ねしました。そうすると、皆さんが、「それよりも福祉バスとか地域のことで使えるほうがいいね」。それはもう、私たち3人行って、全員その話し合いも、普通予定よりも30分も延びて、楽しくやらせていただいたのですけれども、やっぱりそういう声を聞いております。やはり年間5,500万円かかっているのですね。だから、それをすべてなくすとなると、100歳まで頑張ったのだから、100歳の人にはそれなりのことをしてあげて、それ以外は、そういう福祉方面に、予防に金をかける、私はこれが大事ではないかと思っております。

そういうことで市長、どうでしょうか。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

黒木議員さんには、積極的な御提言をいただいたものということで感謝を申し上げたいと思います。私も、黒木議員の地元の西校区、にこしんクラブにもたびたびお招きをいただいて、参加をさせていただいたことがございます。大変に高齢化率の、率で見ると大変高いところでございますが、それ以上に私は、西校区の何と言うか、老・壮・青、小学生、幼稚園の子どもたちまで参加をして、大変に活気を感じたというのが、大変に印象的でご

ざいました。高齢化率以上に大変まちに元気があるなというふうに、私自身は大変に感銘 を受けたというところでございます。

言われるように、介護予防一次、二次というところがございます。また、それを地域包括ケアシステム、地域でしっかりとサポートし支えていくということで、今、その地域包括ケアシステムの構築に向けても、行政としてもしっかり取り組みをさせていただいているところでございます。健康寿命の延伸ということが、これは別府市のみならず、国においても大変重要な施策であるというふうに思っております。社会保障費が、何もしなくても毎年うなぎ登りに上がっていくということを、これは財政的にも抑制をしなければいけませんけれども、アクティブシニア、元気な高齢者の皆様方に社会参加をしていただき、時には労働力としてまだまだ御活躍をいただくというような意味においても、この健康寿命の延伸ということは、大変にこれからの日本の国においても一番の関心事、重要なことだというふうに思います。

別府市においても、これからも運動の部分と知的な刺激というような部分でも大学が、国際大学が3つもございます。こういった大学との連携ということも含めまして、さまざまな取り組みをこれからもしていきたいと思っておりますし、先ほども申し上げましたように、元気なアクティブシニアの皆様方に、引っ込むのではなくて、どんどんまちに出ていってもらう、どんどんとさまざまな社会事業にも参画をしていただくということを、これからも推奨してまいりたいというふうに思っておりますし、福祉バスのお話も出ました。ワンコインバスとあわせて、中山間地域は特に先ほど出た山の口の件とは、中山間地域においては便数も少ない、大変に時間も制約される、動く時間も制約される。出ていきたくても出ていけないというような状況もあろうかと思います。こういったことについても、しっかりと来年度に向けてこのワンコインバスの準備も、関係各所と話をしながら進めていきたい、このように考えているところでございます。

○ 16 番(黒木愛一郎君) どうもありがとうございます。本当に高齢者に対するいろんな取り組み、高齢者福祉課長といろいろとお話しする中で、福祉力とは何ですかと。きずなであり、助け合いであり、見守りであると、私はある方からお話を聞きました。本当にそのとおりだなと思っております。また、本当に高齢者の課長も、私も運動したり何かすることだけはよくやっていたのですけれども、中身というのがなかなかまだ入っていっていなかった。課長といろいろとお話ししながら、私はいい勉強をさせてもらったな。これはやっぱり私たち、自分たちももっともっとそういう高齢者のためにやることは、現場でいろいろやりながら、また高齢者とも福祉課とも相談しながら、地域また高齢者を元気にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、これ、統合問題ですね。これは統合問題、青山、西。これ、今回提案されている、 山の手小学校というので提案され、ほぼ決まるのではないかと思っております。

今回、この質問に対して、ちょっと確認の意味で教育委員会とちょっとお話ししたいのですけれども、いよいよ来年の4月にはこの山の手小学校が開校するようになり、子どもたちが、お互いの子どもたちが元気に仲よく、友だちもできるのではないかなと思っております。8月19日だったですかね、東教室棟の落成式があり、私も行ってまいりました。本当に広い空間がありすばらしい校舎だな。また、これを子どもたちも来年からは一緒になって山の手小学校に仲よく通っていく。ただ、いろいろな問題点もこれから出てくると思います。きのうも市原議員も言っていましたように、やっぱりエアコンの問題とかですね。これはやはり子どもたちの一番の環境の中で、子どもたちのためにやれることはやっていってもらいたいなと思っております。

私たちも西小学校、この10月3日土曜日に、生徒数が今度は別府市で一番、東山を除

けば一番小さな小学校、地域と一緒のふれあい運動会、これは14年目ですね。これでもうことしで最後になります。本当に寂しい思いはしているのですけれども、ただやはり地域の方々は、この子どもたちの元気を見ながらまた元気をもらうということで楽しんでいましたけれども、これからは子どもたちが統合、山の手小学校に行き出し、通学路、流川問題とかいろいろとあるかもしれませんけれども、やはり元気な姿で一緒に仲よくやっていくことを応援していきたいなと思っております。

そこでちょっと聞きたいのが、平成28年4月から西小が空きますよね。その跡はどうなりますか。

- ○次長兼教育総務課長(重岡秀徳君) お答えいたします。
 - 西小学校は、この後予定しております浜脇中学校と山の手中学校の統合校の校舎とする 予定になっております。今後は、新校舎の建設に向けて準備を進めていきたい、そのよう に考えております。
- 16番(黒木愛一郎君) 浜脇と山の手が統合、その建設準備を進めていきたい。ということは、その建設工事が行われるまでの間、学校は当然空き家、空くわけですよね。その空いている間、学校施設はどのように活用していくのか、お願いいたします。
- ○次長兼教育総務課長(重岡秀徳君) お答えします。

西小学校校舎等の解体までには、まだ二、三年はありますので、その間、施設の管理は 教育委員会が行うようになると思います。体育館、グラウンドにつきましては、子どもた ちや保護者、地域の皆様がこれまでと同様に使えるようにしていきたいというふうに考え ております。

また、これまで学校が使用しておりました昼間も使用可能というふうになりますので、 また積極的に御利用いただきたいと考えております。

- ○16番(黒木愛一郎君) ここのところを本当に確認したかったのですけれども、中学校統合があるまでには二、三年かかりますよ。これははっきりした年数がまだ出ていませんけれども、その間、私たち西校区が総合型スポーツクラブ・にこしんクラブというクラブでいろんなグラウンド、体育館を使用しております。あのグラウンドでは当然ソフトボール大会や餅つき、また夏の納涼音頭大会、また体育館ではミニバレー、卓球、バトミントン、また健康教室などいろいろと使っておりました。ただ、それが二、三年しかできない。ただ、その二、三年でも、ちょっとここだけ聞きたいのですよ、日中も空いているので積極的に使ってくれ、グラウンドはいいですよ。そこで例えば、例えばですよ、グラウンドに土を運んでちょっとした畑なんかつくるとか、こういうことはどうなのでしょうか。ちょっとこら辺。
- ○次長兼教育総務課長(重岡秀徳君) その辺につきましても、グラウンドを使って野球とか、 その他スポーツをされている方に支障がなければ、申請等をしていただいて、個別の内容 については御相談いただければというふうに考えております。
- ○16番(黒木愛一郎君) 今、支障がなければ使っていいですよと。私は、ここを先ほどの高齢者介護予防の中で、にこしんクラブとして何か畑をつくって高齢者をそこに集めて、ちょっとした菜園みたいなのをつくって土いじりをさせる。また体育館では、日中から空いていますので、そういう健康教室をやれるのではないか。もちろん二、三年ですけれども、その間でも私たち総合型が中心になって活用していきたい。これはやっぱり高齢者の予防、また地域の交流ということには絶対に必要なものだと思っておりますので、また何かあれば担当課といろいろとお話を聞きながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、地域統合についてという中で地区体協。西と青山が統合した後の地区体協はどのようになりますか。

○スポーツ健康課長(溝部敏郎君) お答えいたします。

西小と青山小が統合した後は、1つの小学校になりますので、地域のつながりを大切にする上でも、西校区の地区体協と青山地区の地区体協との話し合いを今後進めていきたいと考えております。その中で教育委員会も積極的に関わって、お互いの意見を聞きながら調整をしていきたいと考えています。

○ 16番(黒木愛一郎君) 今、その体協のあり方で、地域のつながりを大切にするというこ とで進めていただいておりますけれども、現在、青山東と東教室棟の関係で、青山小学校 の少年団また社会体育などが、西小学校の体育館を使用しているのですね、一緒にやって います。これは、もう来年いっぱいですね。それから、二、三年たった後は、次は山の手 小学校で西小学校の体協が一緒に利用するということになるとは思うのですけれども、や はりお互いがこういう交流をもう深めている中で、体協が中心となっていろんな調整を しながら一緒に進める。そのためには、先ほど教育委員会も積極的に進めていきますとい う答えですので、やはり体協というのは、お互いがやる中でいろんな問題も起きるとは思 います。そこをやはり教育委員会がぴしっとした形を示していただいて、私たちもこれは 総合型スポーツクラブというのが、これはスポーツ健康課が推進していますよね。今、西、 南、亀川、南立石、大平山、やっております。だから、こういうところを推進しているわ けですから、やはりこれを総合型に向けるような形をつくることが大事ではないかな。私 たちも当然、青山体協に対してそういうことを声かけはしております。ただ今すぐという 問題ではないのですけれども、やはりそういうところを一緒にこれから先も、もう二、三 年後にはそういうことを進めるような方向で教育委員会は進めていってもらいたい。やは りそういうところがこれから必要になると思っておりますので、よろしくお願いいたしま す。

市長、何か、ちょっといいですか。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

今、議員の御提言のとおり、それぞれの地区体協が弱体化傾向というか、地域自体が自治会も含めてですけれども、少しずつ力が弱くなっているということを私もお聞きしております。これは、やはり地域の皆さん方の御意見を伺った上でということになりますけれども、当然そういう形で統合といいますか、力をお互いが結束してしっかり強化をしていくということは当然のことだというふうに思っておりますし、しっかりこの統合ということがネックにならないように、逆に、せっかく統合をするわけでございますから、一番は子どもたちのためにということがありますが、当然地域のためということもございます。お互いの地域の皆さん方、お住まいの皆さん方の御意見を十分伺った上で今後は進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○16番(黒木愛一郎君) ありがとうございます。急に市長に振って大変申しわけないとは 思っておりますけれども、やはりそういう総合型地域スポーツクラブというのを市も推進 してやっている上では、本当にこれからもいろいろとお力添えをいただきたいと思ってお ります

次に、自治会というふうに載せておりますけれども、これは課長といろいろとお話しする中で、これはなかなか難しい問題だなと思っております。ただ、本当に今自治会、学校が統合になったから自治会が、そういう簡単な問題ではないのはわかっております。ただ、私たちの例えば西校区の自治会、現実に自治会役員のなり手が少なくなっている。当然少子高齢化ですので、人口が少なくなっているということですから、やはりそういうなり手が少なくなっている。高齢化である。また、自治会に入っている加入者が、だんだんとやっぱり減っているのですね。だから、これは小さな町は逆に再編成するなり育成、世帯がどのくらいなのかとか、いろいろと考えながら、今後は小さなところは、もちろん扇山とか

大きなところは逆に分町していかないと悪いとは思っておりますけれども、そういうふうなことも考えながらやっていきたい。

本当にこの質問を出して、いろいろと課長とお話しながら、難しい問題を申しわけないなと思いながら質問いたしました。(発言する者あり)はい。体協をきっかけに、これから本当にこういう自治会も先々一緒にやっていくことが本当に大事ではないかと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

さて、パークゴルフです。昨日、松川峰生議員が質問しましたので、私も通告、同じようなことで通告の内容がですね。今、このゴルフ練習場のボールと明豊高校のボール、どのくらい飛んできているのでしょうか。

- ○スポーツ健康課長(溝部敏郎君) お答えいたします。
 - 今、8月末現在でゴルフ練習場からは896球のゴルフボールが入っております。1日平均6球です。また、明豊高校の野球のグラウンドからは、14球の硬式ボールがパークゴルフ場内の駐車場に入っています。
- 16番(黒木愛一郎君) 896 球のボールが飛んで来る、明豊高校からは 14 球のボールが 飛んで来る。それは、けがなどはないのですか。
- ○スポーツ健康課長(溝部敏郎君) 現在のところ、けがはありません。
- 16番(黒木愛一郎君) それは本当にありがたいことです。やはり万が一そういうボールが飛来し、けがでもしたときにはどうなるのかな。特に明豊高校の硬式ボールですね。これはちょっと聞くところによると、車両に何台か当たっているというのを聞きました。車両であったからよかったのですね。これがもし人だったらどうしますか。これは問題になるわけです。

きのう、松川峰生議員の質問の中でも、やはりそういうところをお互いに協議しながら早くやっていく。このパークゴルフ、事業費が約4億3,000万円ですよ。また防球ネットの設置、ボールが飛来してくる。それで1,000万円の負担金を出しているわけです。やはりこれだけ多額の費用を投じてパークゴルフができている。でも現実、通常の営業はできない。これでは、施設はつくったけれども、正常な利用ができない。意味ないです。やはり事業を行う、どんな施設をつくってきてもいろんな想定、これは想定外というのかもしれませんけれども、違いますよ。想定をし、問題点を、いろんな問題点が出てくる中をやはりぴしっとしたことをしながら事業というのは進めていかなければいけない。これは当たり前だと思いますよ。やはりそういうところにもっともっと目を光らせながらやっていってもらいたい。

ただ、そう言いながらも、せっかくできているわけです。私は現場に行ってみました、プレーをしに。女房を連れて仲よく行ってまいりました。課長、行ったことありますか。あります。やはり行って、まず何を思ったか。すばらしい。これはいいな。これが感想です、私の。芝、もう気持ちよくて、これは、きょう、とんぼチャンネルを見ている皆さん、パークゴルフ、行ってみてください。景観は鶴見山あり、扇山があり、湯けむりが見える。最高の場所。この最高の場所をやっぱり使っていくことを考えていかなければならない。プレー代、480円です。道具を借りて210円で690円ですね。690円で、大体4人で回ったら1時間半かかるそうです。やはりこんな芝の中で気持よくパークゴルフをやる。私は本当、行ってすごいなと。回りました。次、もう一回回りますか。次回ったら100円なのですね。ということは、790円出せば2ラウンドできるわけですね。こんな、健康のためには、これはすばらしいことだなと私は思いました。

いろんな起伏がある一番長いのが72メーター、パー5みたいな。先ほど言いましたように、うちの松川議員が言いましたけれども、使えないゴルフ。これは「湯ったりコース」

と「湧くわくコース」と。「湯ったりコース」が2番、3番、4番ホールが使えないということですね。1、5、6、もう一度1、5、6を回ったのですけれども、やはりそういうプレーをしながら、そういうところを早く直して、これだけいいものをどんどん進めていってもらいたいと思います。

来ていた人にも私はお話を聞きました。本当に今まで宇佐に行っていたのが別府、大分の方が夫婦で。もう週に二、三回は来ます。「これは最高の景観で、いいですよ」。またグループの方たちは、「今、グランドゴルフとかゲートボールをやっていたけれども、この芝に来たら、もう最高だな」、それでやっている。やはりこういう声もいただいております。本当にこれは早くやっぱりやっていくべきだと思っております。

ちなみに私のスコアが、前半パー32のところを2オーバー、34で、後半33のところを28。これはやっぱり私も……(「嫁さんは幾らか」と呼ぶ者あり)トータル62、私が62、うちの嫁さんが74でした。初めて行ったプレーです。でも、本当にやはりそういう声を聞いた。中で、福岡からの、予約があったけれども、やはりパークゴルフが今工事中だからちょっと使えない。キャンセルになった。もったいないですよ。やはりこれからは両施設としっかりした話、これをもう早く進める。また安全対策ですね。それは当たり前のことですけれども、通常の営業ができるようにやっぱりやっていってもらいたいと思っております。当初からの目的である市民、この健康増進、高齢者にも使ってもらえればいいなと思っております。またスポーツ観光の推進、やっぱりこういうものに早く使ってもらいたいと思っております。

市長、今後、やはりこういう事業、施設をつくるときには、市民球場もそうでした、ネットを使えない。このパークゴルフもそうです。同じ失敗を2回繰り返しています。これからはやっぱりそういうものの想定、事業をする上でやりながら、想定しながら問題点、そういうことも解決しながら、しっかりした事業をこれから進めていくべきだと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本当にこのパークゴルフ、きょう、とんぼチャンネルを見ている皆さん、ぜひ行ってください。ということで、この項の質問を終わらせていただきます。

最後の質問で、これは「行橋~別府 100 キロウォーク」ということで、ちょっと質問を させていただきます。

この「行橋~別府 100 キロウォーク」のイベントについて、どのようなイベントですか。 ○観光課長(河村昌秀君) お答えいたします。

この「行橋〜別府 100 キロウォーク」は、主催が北九州の民間の方が実行委員会を設置し、このイベントを開催いたしております。この後援が小倉東ロータリークラブ、行橋市、別府市ということになっています。今回で 17 回目を迎え、参加者は約 5,000 人で、年々ふえている状況になっております。

ことしのイベントの内容でございますが、開催日が10月10日の土曜日で、行橋を正午に出発し、別府の的ケ浜公園がゴールとして、一晩中かけ26時間以内に100キロを歩く、大変過酷な内容となっております。

また、この大会は多くのスタッフやボランティア、協力者の方々に支えられて開かれて おります。

○16番(黒木愛一郎君) この100キロウォーク、小倉東ロータリーの川本会長さんという方が、それこそ今回17回目ですので、17年前、何か思い出をつくろう。そして、どちらに行こうか。ちょっと歩いて別府で泊まろうということが、これがスタートなのですね。そのときに数十人の方が賛同して一緒に歩いた。それが、今ではこれだけの5,000人の参加。本当にすばらしいイベントになっていると思っております。

今、課長から答弁がありましたけれども、5,000人、また家族を含めると相当数の方が

別府に入っていただいているわけです。それに対する支援をしていただきたいと思っておりますけれども、どのようにお考えですか。

○観光課長(河村昌秀君) お答えいたします。

これだけ多くの方々が別府をゴールとして目指していただき、家族等も含まれ、かなりの宿泊者があるとお聞きしています。ゴール地点を別府にしていただき、多くの方々に本市を訪れていただいており、とても感謝をしているイベントでございます。

当日は、観光協会がブースを出して別府の観光案内を初め情報発信をしておりますが、より一層できる限りのおもてなしの気持ちを持ってお迎えをしたいと考えております。

○ 16番(黒木愛一郎君) 本当にありがとうございます。いろいろな市として応援をしていただいている。これは、ちょうど 11回目のとき、市長が議員のときに、この 100 キロウォークで質問をされております。それからゴールを海門寺公園、この海門寺公園のときは、今、議員になっている安部一郎議員が議員になる前ですけれども、一生懸命そういう来た人たちにいろんなおもてなしをしている。すごいな、さすがトップ当選する男だな、そう思いました。

そこで、やはりそういう市長が7年前に、この議場でお願いし、行政としても教育委員会が開放して、芝生を開放していた。もうこれが一番大きな、リタイアする人は皆別府に帰ってくるわけです、バスで。やはりその収容場所が一番大事だと思うのですけれども、本当に教育委員会また環境課はごみ収集などをしていただき、また公園緑地課はスパビーチ、また今回ちょっと駐車場が移動になりますけれども、そういうところもやはり別府市として考えていってもらいたい。また、これは当然観光協会も、さっき言ったブースを出してくれるということで、本当に皆様方の協力のもとでやっております。

ただ、これは1つ温泉。この100キロウォークの北側にある北浜テルマスの利用について、昨年はどのような対応をしたのでしょうか。お願いいたします。

○次長兼温泉課長(宮崎 徹君) お答えをいたします。

100 キロウォークの参加者の北浜温泉テルマス利用についての昨年度の支援でございますが、開館時間 10 時を 4 時間早め 6 時に開館を行い、また、入浴料の減免につきましても協力をさせていただいております。

○16番(黒木愛一郎君) テルマスの開館を10時から6時に早めていただいて、減免もしていただいて本当にありがたい。ただ、100キロ歩いてきたトップの人は、もう夜中の1時。それで開館が6時、5時間。その間、ありがたいことに北浜公民館ですか……北的ケ浜の公民館の的ヶ浜温泉を利用させていただいた。また女性は、寒いので、今、副議長の野上議員が無料で女性だけは自分のところに入れていく。本当に皆さんがやっぱり協力していただいております。

そこで、やっぱりテルマスを夜中のそういうときから、もちろん指定管理ですから、難しい問題もあるとは思いますけれども、そういうところをやってもらいたいと思っておりますけれども、去年のテルマスに入った人数はわかりますか。

- ○次長兼温泉課長(宮崎 徹君) お答えいたします。
 - 昨年の利用者数でございますが、1,304人の多くの方が利用していただいております。
- 16番(黒木愛一郎君) やはり、それだけ多くの方が来てくれてテルマスに入る。また、 的ケ浜温泉も利用させていただき、また、野上議員がいろんなところで北浜のホテル関係 者などに声をかけていただいてやっている。そういう多くの方が利用するわけですので、 温泉課としてやはりそういうところも、先ほど言いましたように、指定管理者にその日だ けは貸し切りでオープンしようというようなことをやっていいのではないかなと思ってお ります。

今回、市長も行橋のほうに激励の挨拶に行くと。本当にありがたいと思っております。

5,000 人近い人が別府に来るわけです。やっぱり別府の長として来ていただく。また、そこでおもてなしの意味でやっぱり「温泉に入ってください、日本一の温泉です」というぐらいの声かけをしてもらいたい。ぜひよろしくお願いしたいですけれども、市長、どうですか。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

私も11回大会、だから今から6年前になろうかと思いますが、議員時代にこのことを初めて議会で御披露させていただいて、その当時は今よりも若干参加者が少なかったとは言いながら、恐らく三、四千人はいらっしゃったのではないかというふうに思っております。その時点においても倍近くの方が別府に、別府市の努力ゼロで宿泊を伴う、大変大きな経済効果を伴うイベントを行橋がやってくれているということで、その当時から安部一郎議員も、積極的にこれを民間で支えていただいておりました。

黒木議員も参加を直接されて、また、別府のロータリークラブの皆さん方を初め多くの 商工会議所の青年部の皆さんや青年会議所の皆さんや、多くの皆さんがボランティアで支 えていただいた。野上議員におかれましても、温泉を無料で開放していただいている。さ まざまな皆さんに支えられて、この別府の大きな経済効果を生んでいるイベントだという ふうに思います。

テルマスの件に関しましては、通常よりも4時間開館時間を早くさせていただいておりますし、指定管理者制度のもとでのことでございますので、これからも、できれば1時間でも早くお客様に開放をしたいというような思いで指定管理者と話し合いを、協議をさせていただきたいというふうに思っておりますが、これは指定管理ですので、余りこちらからも、協議というところにとどまることがあろうかと思いますけれども、積極的に今後も協議を重ねていきたい。

私も今回は初めてあちらの行橋のほうに行って、「どうぞ別府の温泉につかって、どうぞおいしいものを食べて宿泊をしてください」ということで、おもてなしの心を持ってしっかりとサポートしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○16番(黒木愛一郎君) ありがとうございます。先ほどテルマスの件ですけれども、できる範囲の中で、難しいと思います。けれども、やはり日本一の温泉、おもてなしという意味でもぜひやってもらいたいと思っております。

またこのスタッフ、別府の責任者、瑞木君、尾林君、本当に自腹で小倉まで会議に行き、 やはりどうしたらいろんな歩く人たちが喜んでくれるかという思いで頑張ってくれており ます。本当にやはりそういうスタッフ、もちろん青年部の皆さん、青年会議所の皆さん、 いろんな方がこのイベントに協力していただいております。本当にありがたく思っており ます。

本当にそういうことで、私も今回、また7回目の挑戦をいたします。2年前は、私の次女と歩き完歩いたしました。私も7回のうち6回は完歩しておりますけれども……6回ですね、今回が7回目ですからね。すべて完歩しております。今回も長女と一緒に歩く。これは、たかが100キロ歩くだけと私は常に言っているので、必ず完歩したいと思っております。

また市長が、市長になり5カ月ということで、本当にいろんな方からいろんな声を聞きますので、若い人から、また高齢者から期待の声が本当に大きいです。何か別府が元気になったのではないかと本当に思っております。私たちは議員ですから、是々非々、いいことはいい、悪いことは悪いという立場でこれからもやっていきたいと思いますけれども、県内一の若い市長です。たまには失敗もあります。失敗したら反省してください。そういうことでやはり阿南副市長、猪又副市長を両軸に部課長さん、また市の職員の方々、「別

府はひとつ」が市長の言葉ですので、一丸となって別府のために頑張っていってもらいたい。私たちも別府のために一生懸命頑張っていきたいと思っております。

最後になるのですけれども、これはちょっと地域のことなのですけれども、八坂神社のみこし、7月12日に、人が少ないので、ちょっと新聞に載せて応援をお願いしたところ、APUのラグビー部の監督さんを初め7名の方が参加してくれました。本当にありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

また、私がうれしかったのが、市の職員の方が2人来てくれたのですね。観光の日置君、都市政策の籠田君。これ、名前を出していいか、悪いかとは思ったのですけれども、余りにもうれしくて名前を出します。ほかの職員さんもいろんな地域で頑張っていると思いますけれども、こらから市民のために職員もやはりどんどんと地域のいろんな行事に参加していただければ、地域の方々も喜んで職員を見直していくと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

- ○2番(竹内善浩君) 最初に、円滑な質問ができますよう、今回の質問の順番を3番目、 第3項目を2番目に、早く質問したいと思います。議長、よろしいでしょうか。
- ○議長(堀本博行君) はい、どうぞ。
- ○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。最初に、阿蘇山の噴火警告が3となり、地元の人たちの緊張も高まっている状態です。先日の豪雨被害で茨城、栃木、宮城で7人の方の命も失われています。心からお悔やみを申し上げたいと思います。そして、みんなで手を取り合いながら地域のリハビリテーション、そして地域の共生生活を一日も早く行い、今までどおりの普通の生活ができるよう心から祈っております。

さて今回、防災関連の質問もありますが、格差・差別のない別府のまちとなるよう、市 民の皆様の声、質問をさせていただきます。

私ごとですが、議員となり、今回で3回目の質問となります。昨日も緊張のせいかよく 眠れず、左の奥歯も少し熱を持っています。子どもや高齢者は、とても敏感です。私は、 理学療法士という国家資格を持ち、先日までリハビリの仕事をしてまいりました。デイサー ビスで送迎中、送迎の方からお話を聞くと、毎回朝3時に目が覚めるのだ、そのままデイ サービスに行く準備をしてずっと待っているのだ、こういう方が結構いらっしゃいます。 遠足の前の日の子どもたちに似た、そういう感じを感じました。

今、若い保護者のお母さんたち、お父さんたちも経済的に厳しくなってきています。先日もフェイスブックなどで、保育料のことのやりとりをされていました。4月から上がるの、下がるの、どうなるの。私はどうなるの、そういう声を聞いております。医療費の助成を必要としながら、毎日パートとして働いているお母さんたちもお父さんたちも多くいらっしゃいます。マイノリティー、市民の少数派の声を質問させていただきます。

ここで、別府市の子ども医療費の助成についてお伺いいたします。

御質問の前に確認事項として、今の別府市の状況として子ども医療費は、小学校までは 通院、入院、中学までは入院までの医療費助成があるということを、ひとつお答えいただ きながら、市役所や子育て支援センターでの子育て相談受付窓口について御説明願います。 お願いします。

○児童家庭課長(原田勲明君) お答えいたします。

当課の子育て相談の窓口でございますが、子育て支援相談室及び母子・父子相談室をそれぞれ市役所1階のほうに設置をしております。相談日は、月曜日から金曜日で、相談時間は8時30分から17時までとなっております。

また、どれみ、わらべ、べるねの各子育で支援センターで子育での相談を実施しております。相談日は、どれみが月曜日から土曜日で、相談時間が9時から17時30分までとなっており、わらべとべるねにつきましては、同様に火曜日から日曜日で、時間につきまして

は9時から17時30分までの相談となっておりますので、御利用いただきたいと思います。

○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。業務とはいえ5時半という時間では、やはりパート等で働いていたりする方も、休みの日でないと相談に行きにくい状況かなと感じます。

それでは、相談内容として、お金がないので苦しいので病院に行けないなどの病院受診 の直接的な相談はあるのでしょうか。お答えください。

- ○児童家庭課長(原田勲明君) お答えいたします。
 - 当課の相談窓口では、そのような相談はございませんが、もし相談があれば担当部署に おつなぎをするということになろうかと思います。
- ○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。少し安心しました。そういうふうな御相談でも、ちゃんと窓口で受けとめていただけるという。お母さんたちも安心して御相談に行けるかと思います。

さて、6月議会、前回の議会でも提案をいたしましたが、子どもたちが平等に医療を受けられるよう医療費助成制度の確立のため、地方創生先行型の予算の一部交付金を子ども 医療費に助成できないかとお尋ねいたしましたが、現在、いかがでしょうか。

- ○児童家庭課長(原田勲明君) お答えいたします。
 - 6月議会のほうでも答弁をさせていただきましたが、地方創生の交付金事業につきましては、その過程については、今後地方創生、また総合戦略を立てていく中で子ども医療費の助成制度の位置づけがどうなるのか、全体のバランスの中で必要な部分の予算化が図られるものというふうに考えております。
- ○2番(竹内善浩君) 直接的な助成交付金等の援助でなく、市による独自の予算の上乗せ、 そのような医療費の拡充・拡大、努力している市町村、大分県内でもかなりふえてきております。別府市では、その点どのようにお考えなのでしょうか。
- ○児童家庭課長(原田勲明君) お答えいたします。

制度の拡充に伴いまして新たに必要となる費用につきましては、現状では別府市のほうが単費のほうで負担をしなければなりません。財政負担を抑制して子育て世帯への支援を充実させていくために、引き続き国・県へ医療費の無償化、制度の拡充を要望してまいりたいと考えております。

なお、本年の8月28日に開催をされました大分県市長会の秋季定例会において、本市から県への要望議案として、大分県子ども医療費助成事業の拡充について提案をさせていただきましたが、結果としては継続審査ということになっております。

- ○2番(竹内善浩君) ますます進めていただきたいと思いますが、ここで1つ確認をしたいと思います。これから先、もし大分県が医療費助成を拡充させる、拡大させるという場合には、別府市もそれに伴って助成の拡大を行っていくのでしょうか。お答え願います。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(大野光章君) お答えさせていただきます。
 - ただいまの質問ですけれども、当然今回の大分県市長会、こちらのほうは、別府市のほうから助成ということで提案をさせていただいております。当然内容にもよりますが、大分県のほうがそういった方針を出した折には、市のほうはそれに沿って考えていきたいと思います。
- ○2番(竹内善浩君) 再度御質問いたします。今の件につきまして考えていくということですが、それは積極的に検討していくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。お答え願います。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(大野光章君) はい、そういうふうに捉えていただいていいと思いますけれども、先ほど内容と言いましたのが、現在市が単独でやっている部分について補助が出るのか、またはやっていない部分に出るのかで、また財源の問題等があり

ますので、そういった意味で考えさせていただきたいということで答弁をさせていただきました。

○2番(竹内善浩君) ありがとうございました。医療費助成、先ほど言いましたように、働きながら子どもを育てていくという子育て、とても大変です。窓口も時間の検討あるいは曜日の検討を含めて、これからますます働くお母様、お父様のために、保護者のために、別府市として力を尽くしていただきたいと思います。

この項の質問は、終わりたいと思います。

続きまして、エアコンについて御質問いたしたいと思います。(発言する者あり)

それでは、次にメガソーラーですね、メガソーラーについて……、失礼しました、エアコンについて御質問いたします。

前回の議会でも御質問いたしました。エアコンというのは、単純に冷やすものではなくて、子どもたちの環境を守るものということで、実際の設置に優先順位がつけられるということで前回御答弁をいただきました。その点につきまして、現状何か変わったところ、あるいは優先順位が上がった等、お教え願えればと思います。御回答願います。

○次長兼教育総務課長(重岡秀徳君) お答えします。

教育委員会では、現在、統合中学校の建設や学校の校舎等の長寿命化対策、そのほかにも老朽化した施設の取り扱いといった大きな課題がございます。これらの課題への対応につきましては、また市長部局と十分協議した上で優先順位を検討していきたいと考えております。

- ○2番(竹内善浩君) 優先順位等財源、予算のこともあると思います。逆に一斉にすべて の学校でエアコンをつけずに、特定の教室や特定の学校、特定のフロアに生活環境を整え るという意味でのエアコン設置等考えられると思います。そのような考えのもとでは、や はり優先順位、予算等で検討された場合、変わらないのでしょうか。御回答願います。
- ○次長兼教育総務課長(重岡秀徳君) お答えします。

その単年度の予算額によって状況は変わってくるというふうに思いますが、例えば幼稚園や小学校低学年、あるいは夏季休業中の活用状況、また気温の高い教室が多い学校など、発達段階や利用頻度、教室環境等、優先順位をつける要件にはさまざまなものが考えられます。

○2番(竹内善浩君) 優先順位を変えるための要素がいっぱいあることはわかります。きのうの議会質問でも出ましたように、エアコン設置は確かに施設設置ではあります。しかし、子どもの健康を守る公衆衛生という面でいけば、施設の設置の順位とはまた別に、次元の違う話になると思います。

あわせて、以前ありましたように、給食センター等も食中毒を起こさないためにエアコン等の設置、必要な状況、あると思いますが、子どもたちにとっても体の弱い子、心の弱い子、また現場の先生方からは、エアコンをつけた後の涼しい教室で、体操の終わった後の子どもたちはゆっくりと集中して勉強ができる、また、きのうの質問のように学力向上にもつながるという声を、実際の現場からお伺いしております。

先ほど申しましたように、次元の違う問題として優先順位の検討はできないものでしょ うか。御回答願います。

- ○次長兼教育総務課長(重岡秀徳君) 子どもたちの教室環境を整えていくということは、とても大切なことであろうというふうに考えております。議員さんの御指摘の点につきましては、そのとおり考えます。ただ、先ほども答弁申し上げましたように、さまざまな、特に大きな予算がかかる施設の改修等が目の前にありますので、その辺もまた一緒になってちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。
- ○2番(竹内善浩君) 再三言いますが、子どもたちのためです。もし自分の家族で子ども

に我慢をさせるのか、大人が我慢をするのか、その選択に等しいものがあると思います。 きのうの議会質問でも教育長、そして市長、それぞれの連携が必要だというお話の1つに なるかと思います。今後しっかりと連携をとりながら、先ほどの施設で言う優先順位では なくて、別府市としての優先順位をしっかりとつけていっていただきたいと思います。

この項に対する質問は、これで終わります。

次にまいります。メガソーラーについて御質問をさせていただきます。

昨今、エネルギー問題が問われています。自然エネルギーで賄えれば、それはそれでいいのかと個人的には考えています。昨日、九州電力も来年4月から、多くの方のニーズに合ったような多種多様な料金形態にすると報道されていました。また、8月末に政府レクチャーとして政府担当官から説明を受けましたが、ベース電源としては6基の原発稼働を前提としたエネルギー計画ということを確認させていただきました。地球を、自然を大切にしながらこのエネルギー問題を考えていく、そういう必要があると学びました。特に別府は、きのうの質問でもありますように、地熱エネルギーも豊富な場所であります。

そこで、今回、メガソーラー太陽熱発電の状況について、別府市のソーラー発電の状況 をお伺いしたいと思います。御回答願います。

○次長兼環境課長(松永 徹君) お答えいたします。

現在、別府市内で稼働しておりますメガソーラーはございませんが、それに準じます大規模太陽光発電施設は2カ所ございます。1つが、湯山にございます0.2メガワット、それから2カ所目が内竈にあります0.5メガワットの施設でございます。また、内成のほうでは29.6~クタールの太陽光発電施設が計画されているようでもあります。

- ○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。今お話のあったとても大きな内成のメガソーラーについてですが、現在はどのような状況にあるのでしょうか。御説明願います。
- ○次長兼環境課長(松永 徹君) お答えいたします。

先日、計画をされております事業者が来庁されまして、開発規模を縮小したことをお聞きしたところでございます。今のところ、計画出力は32メガワットということで、今後は関係法令の手続を進めるとともに、別府市それから由布市の両市で地元説明会を改めて開催していくとのことでございます。

- ○2番(竹内善浩君) 状況はわかりました。そのメガソーラーに対してですが、別府市として、メガソーラーを設置するということに対してどのようにこれから対応していく予定なのでしょうか。予定があればお教え願います。
- ○次長兼環境課長(松永 徹君) お答えいたします。

先日の会合で、事業者の方にも要請をしております。別府市では、新エネルギー導入の事前手続等に関する要綱があるため、地元説明会の開催や、あるいは関係法令の遵守についてきちんと履行していただくことが第一義だというふうに考えております。さらに、暴風による太陽光パネルの飛散、あるいは豪雨による土砂の流失、さらには工事車両の通行による影響などを想定いたしまして、事前手続の申し込みによります回答書にて、市から事業者の方に対して要請したいというふうに考えております。

○2番(竹内善浩君) 実は大分県におきましては、塚原のメガソーラーの問題というものがありました。実際、JIS規格で風速30メートルに耐えられるものであれば、そのように設置されれば許可といいますか、確認がとれるということです。ただし、実際、この間風速40メートルに耐えるはずであろう電柱が、風のせいなのかわかりませんが、倒れてしまいました。その点についても政府レクチャーとして担当官の方からお話を伺いましたが、義務ではあるが、強制力はない。JIS規格はあくまで1つの物差しである。法的制約もつくれないという御回答をいただきました。その分どうしたらよいのかということで、それは実際の業者努力で改善されるよう望まれると回答をいただきました。

この内成のメガソーラー、大きさとしてはとてもまだ想像ができませんが、別府の地形、 風向、風速を考えても、メガソーラー自体標準の規格でよいものかどうか。ただし、その 規格がどれくらいまで強ければよいかというのも、指標としては出しにくいところではあ ると思います。

そこで、別府市としては、空間、水質の汚染、先ほどの森林法にもよるのでしょうが、 周りに対する災害、運搬車両の道路の確保に伴う住民の御理解、すべてが業者任せになら ないよう、こらから内成のメガソーラーについても、別府市として関心を持ってしっかり と対応していただきたいのですが、御回答いただけるでしょうか。

○次長兼環境課長(松永 徹君) お答えいたします。

先ほども申し上げました、実際に事前手続等に関する要綱を運用しておりますので、基本的にはその要綱に沿った形でお話をさせていただきますが、今いろいろ御質問をされた部分に関しても、我々としては改めてその辺は注意深くお願いしますし、また見守っていきたいというふうに考えております。

○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。その方向で、その向きで継続してお願いしたいと思います。

この項に対する質問は、これで終わりたいと思います。

続きまして、地域で支え合い、健康で安心な暮らしという視点から御質問をさせていただきます。質問は、円滑な回答を求めるために、小項目3つ上げておりましたが、統合して御質問させていただきたいと思います。

高齢者という方、特に別府にお住まいの方で夜間も、あるいは昼間だけ、あるいはずっと一日中一人で暮らしていらっしゃる方が、かなり多くいらっしゃると思います。以前、孤独死について、あるいは情報通報システムについて御質問があったかと思いますが、介護保険の中におきまして、4月から制度が変わっていっております。その4月から変わった制度、地域の高齢者を守っていくための中心となるものが、地域包括支援センターだと理解しております。職場の職員の方からも、非常に大変だという声も聞きます。地域包括支援センターの主な業務についての御説明をお願いしたいと思います。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

地域包括支援センターは、別府市から委託を受けまして、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援事業という4つの業務に携わっております。地域ケア会議の充実を加えた包括的支援事業を行っております。また、地域包括支援センター設置法人が行う指定介護予防支援事業所の役割を持っていますので、要支援者の介護予防ケアプランの作成を初めとした介護予防支援を行っております。

○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。今のお話には少しなかったと思いますが、 市内には7つの包括支援センターがあると存じております。センターの力が十二分に機能 しなければ介護保険も、また元気な高齢者の皆さんの総合計画、うまくいかないと思います。

先ほどの説明のように、地域包括支援センターには4つの大きな業務に加え、設置法人の方のケアプランの作成という介護予防支援業務も入ってきていると思います。実際、現場の地域包括支援センターの管理者の方からお話を聞いた中では、そのプランの作成に時間がとてもとられる。あるセンターでは、1人専属でプランづくりをお願いしているという状況を聞いております。そうでもしなければ、先ほどの4つの大きな業務がしっかりとこなせない。また、地域包括支援センターは7カ所ありますが、1カ所の担当区域が大きなため、そのセンターにより職員の数、地域の特色等、大変御苦労されていると聞いております。

実際介護保険が始まりまして、ケアプランのモデルとしまして、大分県内のほとんどの 市町村では和光市をモデルにしていると思います。和光市では、逆に先ほどの介護予防支 援業務、ケアプランをつくる等の介護予防支援業務等は少ない、あるいはないと聞いてお りますが、そのあたりも含めて御説明願います。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) 別府市の地域包括支援センターが行う介護予防支援事業・業務と、居宅介護支援事業所に委託した介護予防支援業務の割合は、以前は半分半分でありましたが、最近では6対4ぐらいの割合で地域包括支援センターが行っております。和光市では、10年以上前から地域ケア会議を行っており、要支援レベルの方は、他の生活支援サービスや介護予防事業に参加することで十分支援ができているそうです。要支援認定者そのものが数名程度しかいないと聞いております。

別府市も、今年度から開始をいたしました総合事業にあります多様なサービスや介護予防事業につなぐことで、要支援認定者が少なくなっていくのではないかと考えております。

- ○2番(竹内善浩君) 実際、要支援対象者が、要支援者が少なくなったという形になって も、結局もともとの予定ですので、別府市の総合事業のほうにスライドするようなイメー ジを持っております。そうすると、実際の現場としては、形は変わりますが、対象者変わ らず、そのまま同じような業務として、業務負担が一向に減らないように感じます。この ような形で実際4月から始まりました新しい介護保険制度、特に3年をかけて総合事業に、 医療と介護、総合事業に移るという計画のもとなのですが、大丈夫なのでしょうか。御回 答いただきます。
- ○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

本年度始めた総合事業による業務の増加はもちろん、地域ケア会議の充実が法制化されたこともあり、業務が非常に増加しております。これに加え、少子高齢化と今後の後期高齢者数の増加は、独居世帯の増加、認知症高齢者の増加による、支援の必要な高齢者が増大することが予想されております。今、何らかの手を打たなければならないと考え、検討しているところでございます。今後は、厳しい財政事情の中ではございますが、関係課と協議の上検討を進めていきたいと思っております。

○2番(竹内善浩君) 業務方、特にこれからの別府市も、住民構成等の変化により大変になることはよくわかります。このまま続けてぜひともお願いしたいのですが、私としましては、この地域包括支援センターですが、別府市の直営にできないものでしょうか。ほかの市町村では、直営にされているところもあります。もともと介護保険が始まる前に、各市町村で老人保健法により高齢者の健康をしっかり守るという観点から、また当時の地域保健法の改正により、保健所の機能を各市町村に落とすという観点から地域包括支援センターというものができたと聞いております。当初のころは、精神や母子、老人、障がい者、「小さな保健所」としてすべてを包括するという、それを市町村が支援するというセンター目的だと聞いております。

しかし、昨今、介護保険法が始まり、高齢者にスポットが当てられ、事業形態も高齢者を中心としたものが多くなってきております。その中で地域包括支援センターの役割としては、7つに分けられた校区の住民がすべて対象となります。実際に高齢者の御相談の中で、介護保険が必要になってから窓口を探して地域包括支援センターにたどり着く方もいます。しかし、最近はやりの軽度の認知症と言われる方は生活に支障がなく、周りの方としては生活様式に少し気になるところが出てきたところという程度のものです。そういう方は、まだ直接地域包括支援センターに御相談は少ないと思いますが、住民にとっては、別府市の窓口よりも校区に1つある地域包括支援センターのほうが、職員も校区内をよく回り、顔見知りになり、気軽に御相談ができる相手として現在活用されている地域が多いと聞いております。

その中でそれぞれの地域性の特徴があり、ところによっては認知症の高齢者を多く抱えていらっしゃるセンター、あるところによっては車椅子やそのほかの障がい者、身体の御不自由な方が多い地域がある。そういう中で実は高齢者の介護保険を中心とした、あるいは元気な介護予防を中心とした業務をいたしております。各種の相談がある中で、業務的には高齢者に絞られる。しかし、相談に来られた方の相談にしっかりと応えるためには、時には精神であり、時には身体障がい者であり、そのほか多種多様の対応をしていかなければならない。

今、法人に委託されていると聞いておりますが、それぞれのセンターの連携を考えた場合、独自で機能しているように幾つかの管理者からはお聞きしております。連絡協議会をつくり、横の連携をつくるとは言いながらも、実際はそれぞれのセンターが単独で事をなしている、そういう現状を私は感じます。その中で直営が無理だとしても、1つ基幹型としてリーダーシップのとれる、そうですね、リーディングができるといったほうがよろしいのでしょうか、ほかのところを少し引っ張っていける、市の方向性にしっかりとベクトルを合わせられる、向きを合わせられる、そういうかじ取りの地域包括支援センターがあってもよいのではないでしょうか。いろいろな形が考えられますが、現状複雑化しているこの7つの校区、そこでしっかりと地域包括支援センターが機能するための何か考察が必要だと思います、考えが必要だと思います。その点を含めて、御回答をいただければと思います。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

議員言われるように高齢者の介護の必要な考え方は、さまざまな状況・状態であると思われます。そういう中で地域包括支援センターにつきましては、いろんな活動をし、またさまざまな支援を行っておりますが、議員言われるような非常に連携、横の連携についてはまだまだ必要かなと思っております。そういう中で現在、議員の御提言のようなことも含めながら、また地域支援センターの活用のあり方について再度考えていきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いします。

○2番(竹内善浩君) なかなか難しい問題であることは、わかります。しかし、3年間という期間、そして別府市に住まわれている高齢者に限らず、多くの方のためにこの地域包括支援センターがしっかりと充実した機能をなさなければ、これからの5年後、10年後の人口構成の変化した別府市でも、格差・差別のないまちづくりは難しいと考えております。

次に、少し具体的に、4月からの中で実際に地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行おうとしています総合事業について、中身を少し聞きたいと思います。

第6期の事業計画によりますと、履行の割合は、平成27年度、平成28年度、平成29年度と、50%、60%、70%という予定で移行して計画ができておりますが、実際どうなのかを含めて御説明願います。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

第6期事業計画に掲載していますのは、平成26年度の要支援認定者のうち、総合事業の現行相当のサービスを除く多様なサービス、つまり総合事業の訪問及び通所のサービスAやBに移行する割合の定量を目標としております。平成27年度につきましては、今までと同じ現行相当の訪問や通所サービスに移行する方が50%、新しくサービスAに移行する方として50%を目標に掲げ、平成28年度には少しずつサービスBが創設されていくことを目標にしていることから、10%上乗せをしました60%移行、平成29年度につきましては、さらに上乗せをし70%の移行を目標にしているものでございます。

サービスAとは、現行サービスを緩和して提供するサービスとなります。またサービス Bとは、住民全体による支援サービスとなります。 ○2番(竹内善浩君) なかなか、ちょっとわかりにくいことだと思います。サービスAで現行のサービスを緩和するというところで、実は先日ある方から、市民の方からお声をいただきました。介護保険では要支援ですと。朝、デイサービスに行って、御飯を食べて、お風呂に入って帰ります。今回、地域包括ケアシステムという中で地域包括ケア会議というものがありまして、みんなでその人のこれからを考えよう。その会議の結果によると、とても元気で、自分でやる気もあるので、週1回のサービスAの形にしてはどうかという御提案があったそうです。この場合、サービスAというのは緩和されますが、事業所形態でいきますと3時間で終わる可能性があります。そうすると食事もなく、お風呂もなく帰っていくということになります。実際この方の場合、お風呂が好きで、よくあるように別府市民に多いように、近くの銭湯に行きたい。御自分の自宅のお風呂もやはり解消するべき問題があり、一人で入るには周りの方が心配だ。今までデイサービスを利用することでお風呂の楽しみが週2回あった。実際にA型になることでその回数もなくなり、また努力義務として近くの銭湯に家族と一緒に行ってくださいという提案内容も出ております。

現実、別府市の場合には介護保険に関する入浴ということでは、銭湯に入る、自宅のお 風呂に入る、いろいろすっきりしないケースを、ケアマネジャーからも耳にしております。 これには、いろいろな意味の連携が必要だと思います。

ここで、ひとつ確認していきたいと思います。理学療法士として地域リハビリテーションの道を歩んできた者として確認をしたいことがあります。よく皆様は、「自立」を「自力」と勘違いしている、そういうことを感じます。一人で全部できることは「自力」です。ただし、それは生活の「自立」、イコールではありません。人の手や道具を使って大好きな銭湯に行ける、そういう生活リズムをつくる、あるいはつくることができたら、それは条件つきですが、「自立」と言います。よくいろいろな会議で「自立」と「自力」、取り違えていらっしゃる方がいらっしゃると思いますが、別府市が求めるものは「自力」ではなくて、みんなで支え合う「自立」だと考えております。

その上で御質問をさせていただきます。福祉の場面、介護保険では特に医療等の連携が必要だと感じます。医療等と連携し、そして健康を守りながら地域の方との生活を広げていく。「社会参画」という言葉になるのかもしれませんが、そういう意味で先ほどの地域包括支援センターを含め介護保険制度の行く道、また、その先には国が提示してありますように、好んだところで自分の生涯を終えることができるという看取りということも地域で選択できるようにと指示されていると理解しております。

その観点から、市として医療面での連携等を含め地域との取り組み、何かあれば御提示願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるためには、適切な医療、介護サービス等を継続的かつ包括的に受けられる体制が必要であります。

現在、浜脇中学校校区では、医療機関が中心となりまして医療介護連携会議を開催し、 地域の現状や課題などの共有、相互理解の促進等を図っております。このような取り組み を通して在宅医療と介護の連携についてみんなで考えることが重要であり、体制づくりが 進むのではないかと考えております。

○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。今の取り組み、地域的に言及したものだと 思いますが、そういうものが別府市内にそれぞれの地域で、先ほど言いました、地域包括 支援センターが7校区に分かれていると言いましたが、7つでなくても、10でも20でも、 多くのところで地域連携ができるといいと考えます。

また、質問としては介護保険上の枠での質問になりますが、昨今のコミュニティ・スクールでの地域連携、あるいは認知症等における地域でのサポート、そういうものを鑑みたと

きでも地域の連携はとても大切に感じますし、それこそが地域包括ケアの医療介護の総合 事業の目指すところだと感じております。

地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療と介護の連携、認知症施策などの推進に当たり、今後、リハビリ3種族と言いますが、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、それぞれの国家資格、また制度的には社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、これらの専門職がそれぞれの地域、あるいは先ほど言いました基幹型の地域包括支援センターに配属されるなど、力が出せる、そして地域をつくることができるように考えますが、お考え等ございましたら、御回答願います。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

さまざまな場面での、専門職の活躍を期待しているところでございます。現在、認知症等々の問題が多くございますけれども、別府市として認知症初期集中支援チームを現在設置を考えておるところです。このような場面において精神保健福祉士の活用なども含めて今後考えていきたいと思います。

○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。実際の形になるように、そして、よく教育の世界、介護、保健、福祉の世界もそうですが、最近の傾向としてパートのような時間給職員がふえていく傾向があると思います。しかし、実際に事業を通す中でしっかりと継続してできるためには、正規雇用による専門家の雇用を、ぜひとも声を強くして申したいと思います。

この質問については、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、最後の第4項目の質問に移りたいと思います。

某所でも言いましたが、最近自然災害が多く見受けられます。体の不自由な方など動けない方たちにとっては、迫ってくる恐怖ほどとても怖く感じるものはありません。実際、地域の保健師さんと在宅訪問した際、ある高齢者の御夫婦がおっしゃっていました。場所は玖珠ですが、カーブにあるおうちです。夜間、トラックが家の中に突っ込んできたそうです。お二人は1階の奥に住まわれていて、その手前までトラックの頭が突っ込んできたということで、実際、精神的なケアということで、その御夫婦にかかわることになりました。私の場合は、定期的な訪問同行ですので、3カ月後にその御夫婦に会うことになったのですが、3カ月後でも夜は2人で眠れないとおっしゃっていました。多分地震等の大災害でも変わらないと思います。夜中の、しかも迫り来る恐怖に対して、その記憶はとても強く、その怖さはとても大きなものになると思います。お体の御不自由な方は特に、目の前に物が落ちてきても、顔すら動かせない方もいらっしゃいます。

今回は、電気で実際に御自分の命を整えていらっしゃる方たちのことについて少し触れていきたいと思いますが、電気がとまると、実際の御自分の命に直接的、また間接的にかかわる方がいらっしゃいます。そういう方も別府市に多く在宅生活をされています。私自身も訪問介護の理学療法士として、各おうちを回らせていただきました。人工呼吸器をつけている方もいれば、在宅で酸素を使っているHOTという方もいらっしゃいます。ただし、それぞれの方がとても重度でという話ではありません。しかし、もしこの電源が一切届かなくなったら、すぐに、あるいはしばらくして御自分の生活が続けられなくなる方たちです。

そういう中で「要配慮者」ということを災害時の言葉として耳にすることがありますが、別府市としては、その要配慮者という方に対してどのように支援されていらっしゃるのでしょうか。

- ○議長(堀本博行君) どなたですか。
- ○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

「要配慮者」というまず言葉ですけれども、この方々は高齢者、障がい者、それから乳

幼児等、特に配慮を要する人であり、特に御質問の、災害時においては避難所での生活に 困難を来す方も「要配慮者」と呼んでおります。特に要配慮者につきましては、これは災 害時におきますけれども、特定疾患の医療受給者、それから高齢者、障がい者などの避難 行動の要支援者の支援につきましては、避難行動要支援者ごとに個別計画を策定する災害 時要支援者支援制度に取り組む予定でございます。これは、要支援者ごとの個別計画を策 定することにより、災害時・発生時の避難支援や避難場所、避難経路をあらかじめ定めて おき、安全かつ円滑に避難行動を要支援者が親族または近所の方、それに支援団体などの 避難支援関係者との連携のもとに避難ができるよう計画を進めていくというもので、それ を今後計画的に進めていくものでございます。

○2番(竹内善浩君) 次の質問に行く前に、ひとつ御確認をさせていただきたいと思います。 私もよくわからないところがあるのですが、要配慮者というのは、災害時に避難するのに お一人では少し難しい方ということでしょうか。

それと、避難行動要支援者ですかね、というのが支援が必要な方ということでしょうか。 要配慮者というのは、御自分でも逃げられるかもしれないし、もしくは人の手も要ることもあるかもしれないということでしょうか。

その要配慮者と避難行動要支援者というものの違いや関係について、一言御説明願いたいと思います。

○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

先ほども少し触れましたように、要配慮者とは、特にいろんな形で配慮しようとする方でありまして、避難行動について支援を必要とする方だけではなくて、避難所での生活に困難を来す方も、この要配慮者として位置づけております。それに対しまして避難行動要支援者とは、要配慮者のうちに特にみずから避難することが困難であるという形を位置づけておりますので、避難行動要支援者は要配慮者の中に含まれるというような位置づけをしております。

- ○2番(竹内善浩君) やっぱり少し難しいのですが、次の質問に移らせていただきます。 実際、先ほどのように通常、普通の生活で、在宅生活で人工呼吸器や在宅酸素、痰の吸引などの特別な医療を必要とする方、そのような方たちの支援としまして、どのような連携がとれるのか、あるいはとっていらっしゃるのか。それと、個別支援のような計画があれば、御説明願いたいと思います。
- ○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

災害時の対策といたしましては、医療的なかかわりの必要な方の状態の把握とともに、 連絡手段の確保、かかりつけ医や医療機器取り扱い業者などへの連絡方法の確認、さらに 隣近所や民生委員さんなど地域の方からの援助をお願いすることも必要になると思いま す。また、生活環境や病状などに応じて個別に問題の解決が必要であります。

そこで、東部保健所と連携をいたしまして、医療的なかかわりの必要な方の災害時個別 支援計画について検討しているところでございます。

- ○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。個別支援計画検討会、計画ということですね。 個別に支援を考えていくということと思います。その中で実際、解決の対策について、問 題解決についてどのような対応を今考えていらっしゃるのでしょうか。
- ○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

個別支援計画について協議する中で、医療機器業者との情報共有、御近所の方や民生委員、防災士等、地域の力の必要性等の意見が上がっております。個別支援計画を検討する過程を通して関係者の役割の確認と連携強化を図り、さらにこの計画策定において見えてくる問題を参考としながら、医療的なかかわりが必要な方が、災害時に安全に避難するための支援体制や支援内容等を検討していきたいと考えております。

- ○2番(竹内善浩君) ありがとうございます。ますます進んでいくといいと思います。 では個別でなくて、災害時、本人や家族だけで対応できない、それが現状だと思います。 別府市として、一般的な市民に対しての安心をどのように図っていくお考えでしょうか。 お聞かせください。
- ○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

災害時の避難後の要配慮者の支援につきましては、医学的処置が必要であれば医療機関へ、そして介護が必要であれば御家族、御親族のほか福祉サービス事業者や福祉避難所などの関係機関の支援が必要であり、また疾病や障がいの種類により必要な設備や器具を備える必要があるため、情報提供機関に対してより詳細な情報を求め対策を検討するなど、関係機関と要配慮者との防災体制などのネットワークづくりを確立することにより、要配慮者が安心して暮らせる体制づくりが必要だと考えております。

別府市としましては、平常時においては避難支援等関係者に支援対策の趣旨を徹底するとともに、要配慮者に対しましては、平常時から服用薬や非常持ち出し品を準備しておくことを関係機関を通じて周知しておく、また防災士を初め自主防災会や市の職員などに対しましても、研修会等を通じて情報提供を行いまして、みんなで支え合うことの必要性を啓発していきたいと考えております。

○2番(竹内善浩君) ありがとうございました。今回の質問は、ここで終わりたいと思います。総括して、実際格差、差別のない別府市、そしてみんなで助け合う。私の専門分野になると思いますが、地域リハビリテーション、地域の共生再活、それこそが福祉、医療、そして総合的にこのまちを豊かにしていって底力をつけるものだと考えております。

今回、質問はできませんでしたが、高齢者の方、年金の生活の方など、実は老人ホームに入れない。有料老人ホームでも高額過ぎるという問題もあります。今後、そういう点も含めて別府市の福祉についてよい提案ができるよう頑張っていきたいと思います。

○議長(堀本博行君) 休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩 午後 1 時 00 分 再開

- ○副議長(野上泰生君) 再開いたします。
- ○24番(河野数則.君) それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。 まず最初に、6月にこれは質問しようと思ったのですが、ほかに質問することがありま

ます最初に、6月にこれは質問しよりと思ったのですか、はかに質問することがありましたので、今回になりました。

市長、4月の市長就任時の挨拶の中で、職員の不祥事の件と、それから「お父さん」発言がありました。この職員の不祥事については、私も数々ありましたので、まあまあ納得ができたのですが、この「お父さん」発言について、私は頭が悪いのか、古い人間なのかわかりませんけれども、ちょっと意味が、理解できないので、中身は言わぬでも市長はわかりますね、あなたが言われたことですから。そのことについてどういうお気持ちでされたのか御答弁ください。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

「お父さん」発言ということでございまして、私は就任の挨拶の中で、別府市長になるということは、別府市民の父親、つまりお父さんになることだということを確かに申し上げました。それは、今でも全く変わりません。時には厳しく、時には優しく、大きな心で、私は市民の総意でもって選ばれた代表でありますが、同時に市長というのは、職員の代表でもあるわけであります。しっかりとその中で不祥事については、市民の皆さん方の見る目は大変に厳しいというふうな自覚を自分自身も持っておりましたし、しっかりとそういった市民の皆さん方に感謝される市役所というものを目指すことが、やはり役所の中でのお父さんである私の役目ということで、今お取り組みをさせていただいている。そうい

う大きな気持ちの中での発言でございます。

- ○24番(河野数則.君) それでは、それについて少しお伺いします。この挨拶の中からですけれども、今、職員の不祥事及び挨拶の中で何か行動されていることがありますか。
- ○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

一言で短期間のうちに不祥事をなくしていくということは、言うことは簡単ですが、実際にそれを起こさせないという、この継続したいわゆる空気というものをつくることが大事であるというふうに私自身は感じているところでございます。ということで、とにかく自分自身がまずは現場に行く、市役所の中の現場に行き、市役所の外の現場にも実際に歩く、職員さんと一緒に行動し、また現場にイの一番に行く。そして、現場の気持ちもわかりながら、一緒に私も最前線で仕事をしていくということが、一番の職員の皆さん方への緊張感につながるという思いがありましたので、まずそれを実践させていただいているというところでございます。

また、感謝される市役所を目指そうということで提言をさせていただいております。自 分自身が別府市の職員であるということに、皆さんは今でも誇りをお持ちかもしれませ んが、まだまだ感謝される市役所をつくるということで、市民の皆さん方から感謝される ことで職員もより一層モチベーションを上げてくれるのではないかというような思いもあ ります。

また、5つのプロジェクトチームもつくりました。このプロジェクトチームは、それぞれの課題解決というのも1つ大きな目的ではありますが、市役所の職員の特に若手の方々がモチベーションを上げて、自分たちが考えたことが政策として実際に吸い上げられていくというような、このプロセスが大事であるということで、不祥事の撲滅に長い目で見ればつながっていくのではないかということで、それを続けさせていただいているということでございます。

○24番(河野数則.君) そこで、この中に亀川小学校の活動に見習うべきという項を入れ ております。これは何かといいますと、市長、私は基本的に人間は礼に始まり礼に終わる、 こういうふうに思っています。やはり挨拶が一番の基本かな、こういうふうに思っていま す。正直言いまして、まだ行政の中で、私は時々あちこちうろうろしますけれども、私が「お はよう」と声をかけても、挨拶しない職員がたくさんいます。それから、エレベーターに乗っ ても、すっと奥に入って、私が乗ってもドアを閉めてはくれません。私は、「閉めてください」 と言いませんけれども、奥に逃げて、私がドアを閉めて、何階か聞かなければ黙っていま す。そういうやっぱり、市長が今言われたことは確かにすばらしい。しかし、この実行を するには、やっぱり人間の基本を忘れてはいけません。これは、挨拶が基本と思いますよ。 今、亀川小学校でやっていることは、「ワンストップ、ワンペコリ」という運動です。 これは市長、どういう運動か知っていますか。こうするのです、こう、とまります。頭を 下げておじぎをします。顔を上げて「おはようございます」、この運動です。これ、亀川 小学校がもう2年間近く取り組んで、校長、教頭初め先生方が、亀川小学校は3カ所入る 門があります、そこに朝立って、生徒にその挨拶をさせる。ですから、今、亀川小学校の 子どもは、朝通学するとき私の家の前も時々通りますけれども、必ず姿を見たら、ちゃん ととまって、手を合わせて、おじぎをします。そして、ちゃんと起立、ちゃんと体を起こ して「おはようございます」。私らも「おはようございます、行ってらっしゃい」、「行っ てきます」。帰るときは「ただいま」、「お帰り」。この挨拶が徹底している。

これ、市長、役所の職員は大人ですから、そこら辺はできないかもわからないね。やっぱりこういうことがこの役所の中の不祥事、あるいはいろんな市民のサービスにつながってくると思いますよ。今、市長がいろんな、5つの項に分けて、市民が大事、サービスが大事、いろいろと言いました。この挨拶なくして開かれた役所はできないと思いますよ。

どう思いますか。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

議員言われるとおり、挨拶というのは、今さらと言ったら失礼ですが、今さら大人になって言われるようなことではないというふうに私自身も考えております。しかも住民サービスを行う代表と言うべき別府市役所の職員が、そういうことがまだあるのであれば、大変に申しわけないと思いますし、改めてそういったことの解決と言ったら大げさですが、基本中の基本でありますから、もう一度しっかりと見直しをして取り組みたいというふうに思います。

- ○24番(河野数則.君) はい、市長、ありがとうございます。ぜひ実践をしてもらいたい。 それから、教育長に通告しておりませんが、この亀川小学校の運動についてはもう御承 知のはずです。これはすばらしい運動で、今、亀川のまちも評判になっています。亀川の 子どもは礼儀正しい。このことについて例えばこのものがいいと思えば、他の小学校にも 声かけをしていただいて、こういう運動をするという気持ちはありませんか。
- ○教育長(寺岡悌二君) お答えをいたします。

議員さんが御指摘されました亀川小学校のこの挨拶運動は、学校経営の構想の中に、当たり前のことを当たり前にするという考え方の中で、場に応じた正しい挨拶と礼儀作法、それと言葉遣いというものを、教師が率先して垂範するということで取り組んでいるということでございます。この挨拶運動は、子どもたちがみずから挨拶をしようという運動に至ったというふうに聞いております。私も、小学校の現地に行ってみました。本当に幼稚園から小学校6年生までが、立ちどまる子、そして立ちどまって挨拶する子、大変きょうは、心のいい思いをさせられました。

ぜひ校長会等を通じながら、心のこもった挨拶運動を別府市内の子どもたちができるように、そして、これはきっと将来に役立つという価値づけになるということでございますので、観光別府でございますので、おもてなしの心も育てる意味で幼児教育からしっかりとやるべきだと、きょうは痛感をしましたので、ぜひ広めていきたいと思っております。

○24番(河野数則.君) 教育長、ありがとうございます。市長、やっぱり子どもは親の背中を見て育つ、大人の背中を見て育ちます。その子どもができていることが、大人ができないはずがありません。大人は、頭の中でわかってもそれができない。この実践をぜひしていただきたいということをお願いして、この項を終わります。

それから、これは大変言いにくいのですが、質問に対する答弁のあり方という項を入れ させていただきました。

これ、なぜ入れたかというと、基本的に議案質疑と一般質問の仕分けが、部課長さん初め執行部ができていないのではないかなと思っていますよ。

そこで、企画部長にお尋ねしますが、議案質疑と一般質問の仕分けをどうお考えか、お答えください。

○企画部長(工藤将之君) お答えいたします。

議案質疑というのは、原則として執行部側が提案した議案について、るる質疑がなされることというふうに認識しております。一方で一般質問につきましては、市の事務について議員の方が質問されて、当局がそれに対して答弁するという形のものと考えております。

○24番(河野数則.君) それが違うのです、それが大間違い。最初のは合っています、議 案質疑はね。あなた方が提案をする。議会にいろんな質疑を通して議論をして、これは議 決をする。この行為は議案質疑。

一般質問は、これは議員の特権です。あなたは、簡単に「市の事務」と言いましたけれども、 これは普通、一般の方々の御意見もたくさん入っている。議員は、日常的にいろんな一般 の方とお話しします。あなた方が考えている一般質問の中に真反対のことが出てくるかも わかりません、行政がやっている。これが一般質問なのです。ですから、その仕分けの答弁ができないと議論ができなくなります。ですから、議案質疑に対しては、あなた方が提案するわけですから、議員の質問に、質疑に、それは違いますよ、行政側はこういう思いで、こういう形の中で予算を提出させていただきました。これは結構。しかし、一般質問は、あなた方の所感が入ってはいけないのです。議員が質問することを真摯に受けとめて、これが答弁を務めることが、一般質問のやり方です。そう思いませんか。

- ○企画部長(工藤将之君) お答えいたします。
 - 今、ちょっと手元に別府市の会議規則がないものですから、会議規則では、たしか市の 一般事務について質問するのが一般質問であるというふうに書いていたように記憶してお ります。
- ○24番(河野数則.君) 総体的にそうなのです。いいですか。例えば私が言っているのは、個人のいろんな議員さんが、個人が困っていること、日常的にいろんなものがある。このことを質問する、当たり前のことではないですか。あなた、一般的事務ではないのですよ。それでは、地方自治法 121 条を答えてください。
- ○企画部長(工藤将之君) 恐らく地方自治法 121 条というのは、説明員を要請する規定だったというふうに認識しております。
- ○24番(河野数則.君) そのとおりです。ですから、これを当てはめるのは、一般質問の みに私は当てはまると思っていますよ。議員が質問したことに、あなた方の所感を入れて いろんな答弁をすることはならない。ですから、最初に、この第3回の定例会でも開会時 に議長がこう言うのです、「今回の第3回定例会において、説明のため市長以下部課長の 出席を求めました。御了承ください」。こういうことなのです。

ですから、今の状況下においては、あなた方は説明をするため。答弁する義務があっても、 答弁する権利、反論権は生じない。そのことをね。しかし、それはいろんな形の中で、 やっぱりやりとりの中で反論があってもいいのですよ。ただ、自分の所管以外のものを 答弁してはならない。

私がこれをなぜ言うかというと、前回、亀川のまちづくりの中で、亀川まちづくり事業について質問しました。最初に建設部長が答弁した。建設部長に私が質問した。すぐに企画部長が答弁する。私は、財政のことは前回していません。なぜ亀川はまちづくり事業を立ちどまって見るのですか、ストップするのですか。なぜ企画部長が、所管外が答弁するのですか。当然建設部が答弁する事項なのです。ですから、私は今ここに上げているように、どこまで権限委譲がなされているのですか、こうお尋ねしたい。

それから、もう1点。企画部長、あなたに詰めるようにありますけれども、あなたはあれですよ、最後に私はこう言ってやめました、「これで私の一般質問を終わります」。座りました。一般質問は60分以内と時間が限られています。30分でやめようと、40分でやめようと、これは質問者の権利です。それを、あなたがまた挙手をしてこう言ったのです、「今回、長野市長のほうから話が出ましたのは、浜田市長時代の事業でありますけれども、先ほど市長の話がありましたように、別府市の財政状況を、赤裸々と言いませんけれども、生々しい財政データを見ますと、なかなか別府市の財政状況は厳しいので、そこを直視して、もちろん亀川の方に御迷惑をかけることは、毛頭市長も我々も……」。いいですか、私が言いたいのは、部長が、「市長も我々も」。市長が、「私を初め部課長は」、これが答弁の権限ですよ。あなたは企画部長で、なぜ「市長も我々も」。あなたは、市長からどこまで権限を受けているのですか。

○企画部長(工藤将之君) お答えいたします。

改めて地方自治法を見るまでもなく、副市長以下我々職員は、市長の補助機関というふうに規定されておりますので、その職務を果たしたものであります。

- ○24番(河野数則.君) そんなことは聞いていません。あなたは、それでは市長にあなた の考えを全部こうしなさいと言うのですか。普通は答弁で、私が言っているではないです か、答弁で市長が、市長の「私以下が」はいいのです。あなたが「市長以下」、市長の上 の言葉で言う。市長よりもあなたの権限は上ですか。
- ○企画部長(工藤将之君) 手元に正確な議事録がないものですから、当時、「市長も我々も」 というふうに私は言ったようですね。

それともう1つは、あくまでも先ほど申し上げたように、地方自治法上、副市長以下我々職員は、市長の執行機関の補助職員ですから、その職務をこの議場でも果たす必要があるというふうに考えております。

○24番(河野数則.君) それは、あなたの大間違い。いいですか、市長は神様でもスーパーマンでもないのですよ。1個の人間、間違いもあります。いろんな事柄の中で副市長初め部課長さんが、「市長、これはちょっとおかしいですよ、これはもうちょっとこういうふうにしたほうがいいですよ」。議員にもしたときに、「いやいや、こういうことを市長が言いましたけれども、私どもがこういうふうに訂正させていただきました」というのが、あなたたちがつなぎ役なのです。あなたの今答弁を聞いていると、市長が言ったことは何でもするのだとなるではないですか。そんなことを言っておったら、議会と行政のつながりはできませんよ。議会と行政の間の話は全くできなくなる。あなたが今言うのは、ここにも書いています。「市長の判断で、私もその指示に従っております」。そして最後、「以上」。何ですか、「以上」。普通、答弁で「以上です」は言いません。「これで答弁を終わります」とか、「これで答弁とさせてください」と言うのです。

言葉尻をとることはありますけれども、一句一句は、何か売られたけんかは買うのだというような答弁になっているのです。やはり答弁というのは、議員が真剣に考えて、一般質問は先ほど言ったように市民のため、行政のため、いろんな形の中でここで質問してくるわけですから、そのことを簡単に受けとめて、あなたは、今度私の質問にだって、全く打ち合わせも来ていないではないですか。何を言っても構わぬ、言ってみろ。議場で勝負してやる、こうでしょう。あなたから……、私はこう言いました。課長に、この分に、全然あなたと関係ない部署ですよ、関係ない部署の課長が心配して、調査に来てくれました。「これは企画部長の持ち分だけれどもな」、こう言いました。「企画部長に伝えます」。伝えた、聞いたのかどうか知りませんが、全く打ち合わせもない。それでよければ、次回からは、私は一般質問でまたずっとしますけれども、行政側と打ち合わせはしません。それでいいですか。

- ○企画部長(工藤将之君) 6月議会のときは、亀川のまちづくり事業の財政問題がるる議論されていたものですから、私が答えた次第です。
- ○24番(河野数則.君) 私は、財政とは言っていません。議事録を見てください。最初に建設部長に、「亀川の整備事業は継続ありきですか、ないのですか」とお尋ねしたのです。そうしたら建設部長が、「これはまさしく継続です。しかし、市長の指示で一度立ちどまって見直しする場所もあるかもわからない、継続する場所があるかもわからない」という答弁をもらったのです。ですから、私は、それはおかしい。今まで亀川のあり方をずっと説明しました。協議会も設置して3年間説明会した、全部しました。それを建設部長が当然答弁すべきを、あなたが財政に切りかえただけではないですか。私は、この問題で財政的にどうですかと、一言も聞いていません。あなたが勝手にとっただけではないですか。

ここで時間を費やすのはしようがありません。次に行きます。あなたは、後で議事録で返事してください。私は、ここにちゃんと持っていますから。

それから、また今回、6月に行いましたけれども、亀川のまちづくり事業について再度 質問をさせていただきます。 これは、今回随分見直しが出ていますが、立ちどまってみて何が見えたのか、そしてまた、どういう形で見直しを行ったのか御答弁ください。

○建設部長(岩田 弘君) お答えいたします。

まず、見直した経緯を、経緯といいますか、結果を報告させていただきます。

亀川まちづくり関連5事業の見直しをいたしました。1つ目といたしましては、亀川地区都市再生整備計画事業では、亀川駅西口広場の暫定整備としてシェルターの取りやめ、広場の簡略化、情報板の取りやめ、浜田公園整備実施の取りやめ、亀陽泉建てかえによる事業費の精査、亀陽泉周辺道路の内容の見直しにより、計1億円の縮小をいたしました。

次に、山田関の江線ほか道路整備事業については、交差点のコンパクト化や現時点での 用地費、補償費の詳細調査による見直しで1億円の縮小となり、両事業合わせまして、総 事業費20億1,400万円が18億1,300万円となり、2億100万円の縮小となっております。

- ○24番(河野数則.君) これ、簡単なのですが、最初に計画をしました。それで地区にも 説明会がありました。浜田公園の取りやめ、それからシェルターの取りやめ、この広場の 暫定整備、情報板の取りやめ、まあまあ、これはまあまあにしても、このことによって何 か支障が起こると考えませんか。
- ○建設部長(岩田 弘君) 公園等については、一応一定の公園としての今の機能が確保されているために、今回、リニューアル等については見送ったということと、亀川駅についても、暫定整備を計画しています。というのは、街路と広場を一体化して利用するというのが本来の姿でございますので、平成33年の街路完成した後におきまして、車の流れや交通機関の乗り入れ状況、その他事業効果を検証いたしまして、効果促進事業として再度国のほうと協議して事業実施をする予定にしていますので、今回の見直しにより影響があるというふうには、今のところ考えておりません。
- ○24番(河野数則.君) 今、部長、答弁がありましたけれども、これはあなた間違い、「再 度国と」と。今しなくてはいけないのではないですか。事業変更するのですから、これは 補助事業でしょう、今国と協議をして変更する必要があるのではないですか。
- ○建設部長(岩田 弘君) 御答弁します。

議員言われたとおり、今後、県と事業計画の変更等について申請をしたいと思います。

○24番(河野数則.君) 市長、何もかも手順が違うのですよ、そうでしょう。事業変更したのなら、これは補助事業です、当然、県・国のほうにこういう形で変更がありました。先に調整をして、そして事業にかかるのです。ですから、私は前回で言ったように、立ちどまる必要はないのではないですか。今は測量と用地買収、そういう話ではなかなか前に進みません。それをやっている時代に、歯どめの整備をしておるのはわかりますよ。かかっていないときに、何を立ちどまって見るのですか。私に言わせると、何か新しい事業があるのかどうかわかりませんけれども、10億円、10億円、20億円かかる。ここらで少し立ちどまって見て、財源を浮かしてよその事業にと思ったのかな。反面、今度は工藤部長の答弁を聞くと、「赤裸々な生々しい数字が出る」。

では、この亀川の整備事業で浮かした金は、基金か何かに積み立てして経常収支比率を下げる、そういう手順をとるのですか。この削減した費用は、どこか新しい事業に回すのでしょう。当然私はそうなってくると思いますよ。それには財源がない。別府市の平成26年の経常収支比率は93.6%だったか7%だったか。前年、平成25年度より少し改善されています、少しね。しかし、別府市の経常収支比率は、92%を割ることはほとんどないのですよ。今まで、私は三十数年議員をしていますけれども、ここで質問して、財政の関係者が「別府市の財政は裕福ですよ、何でも事業ができますよ」、一人もいません。

前回までは釜堀さんが、釜堀部長が企画部長、その前は大野部長が企画部長、皆それぞれ財政状況が厳しい、しかし、この厳しい中でやりくりしながら、市民ニーズに応えるた

めにちゃんとやっているのですよ。何か工藤部長の答弁みたいに、一人で何か財政を背負っているみたいに、「生々しい」「赤裸々」には言いませんよ。出てくるのは当たり前ではないですか。赤字再建団体に何もなっていませんよ。そんな何かわけわからぬ答弁して、今言ったように、本来、これは部長、おかしな話なのですよ。

まして浜田公園というのは、前の亀川駅の東口を整理しました。自由通路をつくりました。あのときの工事なのです。あのときに浜田公園の整備事業が入っていたのです。たまたまあの自由通路に少しお金がかかり過ぎたので、次回の都市再生整備事業まで待ってくださいと、地元に説明したのです。もう少し待ってください、おくらせてください。

それともう1点は、平野議員も知っていますけれども、あそこにトイレをつくってください、私も平野議員も何回も言う。トイレはつくらない、浜田公園に整備をします。今あるトイレを改修します。あそこまで歩いてトイレを使ってください、こういう答弁があったら、まあ、しようがないな。納得した。その後、地元が陳情して、今、階段の下にトイレができましたけれども、そこまで地元説明を行って、この浜田公園だけが取りやめ、それから部長、シェルター取りやめ、これはいいですか。

○建設部長(岩田 弘君) お答えいたします。

今、議員さん言われたように、浜田公園については、東側の整備に入っていたことは大変申しわけありません、私は認識しておりませんでした。

それと、ちょっと今私も言ったように、植栽、遊具等、トイレも整備されて、今すぐに整備をしなければならない公園ではないという判断をしたのが1つと、シェルター等については、先ほど私が言ったように、街路事業完成後の事業効果、乗り入れ等、それらを見まして、効果促進事業としてまた国のほうとお話をさせてもらうということで、完全にやめたものではないという認識をしておいていただきたいと思います。

○24番(河野数則.君) では、それから、この亀川の整備事業については、南海トラフと 関連して質問を、角度を変えてさせていただきます。

まち交の助成資金から都市再生整備事業に変わりました。それから、その後、都市再生 特別措置法というのができました。東日本大震災もやがて4年半が過ぎて、大変な震災が ありました。これは誰も予測しなかった大震災。それを受けてこの亀川まちづくり事業に 加えたものを教えてください。

- ○都市整備課長(松屋益治郎君) お答えいたします。
 - 今回の亀川地区都市再生整備事業計画に加えたものの中では、目標の中に防災体制の充 実という項目を設けております。
- ○24番(河野数則.君) 市長、これを受けて防災減災が入ってきたのです、安心なまちづくりの一環として。御承知のように、この当該地は、海抜ゼロメートルから2メートル地域です。

今、市長、南海トラフの大地震は、地質調査研究推進本部—文科省の特別機関です—によると、今後30年以内に70%程度の高い確率で発生することが予測されており、激しい揺れと被害のほか、直後に襲ってくる津波により甚大な被害が発生する。死人も多数出る。そして、津波の高さは4.78メートルの津波、その津波が沿岸で少しもまれると10メートルになるでしょうという予測です。

私が、この整備事業になぜ立ちどまるのですかと問いかけしたのは、安心・安全・防災減災に加えてまちづくりを始めました。

市長、私は、なぜ亀陽泉だけを先行するのですか、同じ事業でなぜ亀陽泉だけ先行ですかと何度も聞きました。市長は覚えていると思いますよ、3カ月前ですから。亀陽泉は、老朽化が激しく危険性があるから解体して建てかえる。私は、「いいですね」と。私も亀陽泉建てかえ結構、賛成しました。これは見える危険性を排除できました。今私が申し上

げた見えない危険性は、だれが排除するのですか。

○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

南海トラフにつきましては、先ほど議員さんが言われたとおり、そういう内容でございます。 1メートルの津波が到達するまでに、地震発生後 1 時間 25 分で到達するということになっております。

南海トラフの対策としましては、危機管理としては、これまで高台の避難通路の整備を行ってまいりましたけれども、特に海抜10メートル未満の自主防災会におきましては、地域住民の意見を集約する中、地域津波避難行動計画を策定、そして全戸に配布しております。その計画や津波ハザードマップに基づき津波に対する避難訓練を計画している自主防災会も多く、危機管理課としましても、関係機関とともに避難防災訓練に協力・参加していきまして、南海トラフの津波対策を進めていきたいと考えております。

○24番(河野数則.君) それは企画部長、あなたが、今答弁があったのは、これは津波対 策、避難の答弁で、私は、まちづくりに関連して質問です、ですから、今はですね。

御承知のように亀川は14地域あります、14自治会。海抜10メートル以下の地域は、四の湯1区、中央1区、2区、東町、浜田、古市、国立1区、2区、この8町内が海抜10メートルありません。私の自宅は、表に出たら電柱がありますけれども、4.2メートル。南海トラフの大地震があって、巨大地震があって、津波が私の家もつかります。それぐらいの低地で整備事業が行われていますから、私は、この都市再生整備事業がこういう、先ほど申し上げましたけれども、特別措置法ができてよかったな、この亀川のまちづくりにそれが合致をしたのかな。前任者からそう説明を受けていましたから。そのことが、これは市長、立ちどまれないのです。公共工事は、私の経験ではいろんな話を聞きますけれども、3カ月立ちどまったら1年おくれます。そうではなくても別府市は財政事情がよくないので、西口の駅広は5年、山田関の江線は7年、これが恐らく駅広は2年、3年延伸して8年ぐらいになる、そう私は予測していますよ。それから山田関の江線は、7年の計画が恐らく10年ぐらいかかるのではないかな。

もし万一、こういう災害が来たときに、そのために道路を整備し、広場をつくり、側溝を整備し、それから避難路をつくる。今、課長から、危機管理の課長から答弁がありましたけれども、亀川の避難路なんか避難路ではありません。津波が来たら、皆さん逃げられぬから、そこで死になさいという通路ですよ。

市長、今度亀川を通るとき、亀川へ行ったら、ずっと行くとバイパスに抜ける道があります、市場のほうに。左側はすぐカーブのちょうど信号機、入江橋のところに信号機があります。信号機をちょっと行くと、20メートル歩くと左に崖があります。その崖に階段があるのです。その階段が避難路ですよ。

それから、古市の避難路は、線路を越して山に行けばすぐ行けるのです。もう50メーター行けば行ける。しかし、遮断機がない、踏切がない。踏切は関の江手前温水から行く1カ所しか道路がない。ですから、わざわざ古市の人は、500メートルも600メートルも歩いて、そしてその道を1本通ってスパランド豊海のほうに上がりなさい、こういう進路なのですよ。ですから、こういうことを国の指示で県も、佐伯にしても臼杵にしても、この南海トラフについてはものすごく真剣になっていろんな手立てをやっています。

別府市は、この前、新聞に出ていましたが、市長も防災訓練に出られたと思いますね。ですから、今、亀川でやっている防災訓練は、火山でも地震でも何でもないのです。これは津波です。この津波も、私が住んでいるところは、北部中学校が避難場所、高さ70メートルです、課長が言ったように。その途中に、いいですか、その避難路の途中に崖崩れ、それから土砂が流れてくる危険箇所、大きなのが入っている。それを通って逃げなさい、上に上がれという。それは、道がないからそこに行きなさい。あの北部中学校のプールだっ

て、これは歩道もない、歩道に桜が植わっています。これは余分ですけれども。さっき言ったように、海抜ゼロメートルから2メートル地域を整備するに当たって余り簡単に考え過ぎです。はっきり言って人に危険が及ぶ、財政事情があるからお金の換算をする、私はそうしかとれなかった。それで今回、またこういう形で取り上げさせていただいた。

ただ、もう一度言いますけれども、これ、内部のはったり行政そのものです。恐らく建設部は、何も言いません、私は説明していません。しかし、顔を見たらわかるのです、この事業はしなければいかぬ。しかし、ストップをかけたのは財政側です。ちょっと待て。いいや、これはもう国の認定事業ですから、やらなければ悪いのです。突っ張ったのは、恐らく建設部。今回だって建設部の努力があると思いますよ。

私は、前回、日にちはちょっと忘れましたけれども、阿南副市長さんも一緒だったと思います。雨の降る日に傘を差されて現地を、工藤企画部長もおられた。電話がかかってきた。あの日、何か十何人視察に来ておるぞ、県からかなと。ちょっと待っていてもらって、私は行ってみました、声はかけませんでしたけれどもね、ことごとく見させていただいて、ありがたいな。6月にしたことを、やっぱり現地調査に来ていただいたのかな。後で聞いたら、阿南副市長もおられた、企画部長もおられた。それで、今回またこの事業が復活したのかな。

これね、やっぱり私がいろいろ言いましたけれども、一日も早く市長、南海トラフの関係がありますので、これはいろいろと言い分はあると思います。しかし、人が危険にさらされるおそれがあることですから、ぜひ一日も早く県・国とこの事業変更の届けをして完成するように努力をしてください。何かあったら一言お願いします。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

私が、事業の全体を一度把握し、やはりどういう形が望ましいのかということを、立ちどまりたい、立ちどまって一回総点検をさせていただきたいということで、今後のこともありますので、それぞれ各部各課に指示をして、今回、今日までに至ったというところでございます。

今、議員が言われるように、人の命というのは、やはり何よりも尊いものでございます。 南海トラフのことについては、ほぼ確実に来るという予測のもとで、亀川地区におきましては、今避難路に崖崩れの危険もあるというようなところも、私も現実に、実際に見て確認をさせていただいております。そういったところで今後のことにつきましては、しっかりと国・県とも相談をしながら、この事業自体はもうやるとゴーサインを出したわけでございますから、しっかりと取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

○24番(河野数則.君) ありがとうございます。きょう、実を言うと市長、あなたの御答弁をいただいたのは、地元でたくさんの人がテレビを見ていますから、今、あなたの「ちゃんとやります」という答弁、地元では心強く思ったと思いますよ。一時、これは中止になるのではないかという不安があったのです。ただ前回も言いましたけれども、賛否がまだあります。しなくてもいいよという人もおります。しかし、これは一度行政が決めたことは、やっぱりちゃんとした説明をして、やるべきです。

それから都市整備課長、説明会はどうするのですか。私は、何度も地元で説明会をしなさいよ。3年かかって協議会をつくって、役員まで構成をちゃんとして、工事をちゃんとやります、間違いなくやりますよ、市長がかわっても継続事業でやりますよと約束しました。約束したにもかかわらず、あなた方が変更したわけですから、浜田公園も取りやめてシェルターも取りやめた。それから一部縮小した。この説明会は当然やっぱりするべきです。これが本当の市役所の優しい市民への心遣いです。これは、先に議論が立ってね。こんなことを言って大変申しわけないけれども、市長、これ、議会は25日に終わりますけれども、今月中に私の市政報告が出ます。年に2回、私は市政報告を出していますから、

2,000 部出していますから、この 2,000 部にきょうのことも書きます。行政が地元説明会をする前に私のほうが先に出る。これは課長、あっていいのかどうなのか。あなたがどうお考えなのか。もしあなたが本当に心を込めて地元の皆さん方に納得できる説明会をするというのなら、私は待ってもいいですから、どうなのですか。

○建設部長(岩田 弘君) お答えいたします。

当然この結果につきましては、まちづくり協議会及び地元の自治会にこの見直した結果 及び今後の御協力を願うように、早急にいたしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○24番(河野数則.君) いやいや、部長、早急にでは悪いのだ。私が、今月いっぱいで市 政報告を出しますよと、日にちを決めているのを待たなければいかぬ。行政より私が先に 出すわけにはいかぬでしょう。それがルールでしょう。私のほうが先に、こことこことこ こを工事しませんよ、これだけを修正しますよ。私のほうが先に出していいのですか。こ れは掲載、出そうと思いますけれども、出していいですか。
- ○建設部長(岩田 弘君) お答えいたします。失礼しました。私のほうで大至急各関係町内を周りますので、会報のほうをちょっと待っていただければ助かります。
- ○24番(河野数則.君) 市長、これが議員と行政のやりとりなのです。お互いが譲れるところは譲る、そして聞いてもらうところは聞いてもらう。これがやりとり、一方通行で、言ったことを、いや、それは違うぞと切ってしまうのは、これは一般質問でも何でもありません。このことが、やっぱり行政と議会はうまくやっていける原理です。

これで、あと 13 分ですから、ちょっと早く終わるかわかりませんけれども、もう1 点だけ。

これもまた大変言いにくいのですが、これは市長にお尋ねしなければしようがありませんね。これね、私が聞くのではなくて、人が聞いてくるのです。これ、私が前回宿題をさせていただきました。あなたの親族会社、これはお父さんとお兄さんの会社です。このことが、向けられた疑念を払拭します、入札に参加しないということです。ですから、私はこう言いました、行政の仕事に参画・参加しないのですね。ということは、1次下請、2次下請、3次下請、いわゆる孫請、下請、孫請も参加しないのですか。あなたは、わかりませんと言われたので、ぜひあなたの親族の会社にこのことについて聞いていただけませんか。

これね、市長、はっきりしたほうがいいと思いますよ。でないと、このことがまたあなたに疑念を払拭しない、疑念で残ってきている。なぜこう言うかというと、普通の一般市民は、市長、入札に参加しないということになったら、別府市の仕事はせぬのだな、こうとるのです。指名は入るけれども、入札参加しない、指名も入らぬ、一切仕事せぬのだという取り方になりますから、そこら辺はいかがですか。

○総務部長(豊永健司君) お答えいたします。

繰り返しの答弁になると思います。市内業者で施工可能な案件につきましては、市といたしましても、これまで同様市内業者に指名を考えております。今後もこのような形でなるというふうなことで認識しております。

○24番(河野数則.君) 部長、それはわかるのです。ただ、指名をする資格があるのですね。ちゃんと税金も払って、ちゃんとした会社、間違いありません。市長のお兄さんがやっている社長の会社は、ちゃんとした会社です。別府でも優秀な優良会社でしょう。しかし、指名には入って入札参加しない。これ、おかしな現象が出ています。例えば5社指名とします。これは今、電子メールでぱっと指名するのが出ますね。また電子メールで入札参加しますか、しませんか。しませんと出しますね。当然5社指名にしたものが、指名が入って参加しないとなれば4社指名と一緒なのですよ。1社が辞退した、4社で入札になる。

常にそうなってくる。ここら辺にまた疑問が生じているのです。

長野市長になられてから、数は言いませんが、5、6、7、8、9、5カ月間で8回指名に入っている。この8回の指名が全部入札辞退。ですから、これは7社指名、5社指名、6社指名でしょう、恐らく6社のときは5社だけになる、5社のときは4社だけになる。これは市長、やっぱりいつまでもこういう不規則な事態は避けるべきと思いますよ。これは、入札の方法からしても、部長が答弁できないかもわからぬけれども、もう答弁できればいいや。おかしいと思いませんか。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

私は、自分の親族の会社であるという事実は間違いございませんが、親子関係以上の者に対しては、一切会話は、その内容の会話はしないということを、親子関係、兄弟関係の中ではっきりと決めておりますので、おかしいと言われるかもしれませんが、市長になるということと、その血縁に当たる者との覚悟というものは、それ相当のものがあるということで理解をいただきたいというふうに思います。

○24番(河野数則.君) いやいや、それは違うのですよ、ここに書いているのと、あなたはまた違うことを言っているのです。これは、あなたはお父さんと話したことを書いているのですね。ですから、これは例えば口で言ったことは、ちょっと間違いと言われますけれども、活字になったことは、これは間違いを取り消しできません。ですから、私はおかしなことと思いますので、このことについても、ぜひやっぱり一日も早く解消する必要があるというふうに思います。

少し時間が余りましたけれども、市長、最後にお願いです。ぜひ市長、さっき言われたように、この亀川まちづくりについては、亀川の住民が、先ほども申し上げましたように南海トラフの関係を含めて待望、待ち望んでいますので、一日も早く着手していただいて完成するようによろしくお願いを申し上げて、質問を終わります。

○9番(穴井宏二君) 質問いたしますけれども、通告の順番どおりに行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に胃がん対策、そしてまたピロリ菌の検査・除菌につきまして質問をいたしたいと思いますが、この胃がん対策についてですけれども、毎年日本におきましては、約12万人の方が胃がんというふうに診断をされているそうです。胃がんで亡くなる方も年間約5万人、こういうふうに言われておりまして、がんの死因の第2番目になっていると言われております。

そこで、厚生労働省におきましては、胃がんの原因と言われておりますへリコバクター・ピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療について保険診療の対象とする、こういうふうになってきているところでございます。 2年前からこういうふうになってきているところでございまして、日本人のピロリ菌感染者につきましては、3,500万人以上というふうに、かなり大きな数ですけれども、こういうふうに言われております。これは、小さいころに感染した菌が、成人後も胃の粘膜にとどまって発症するそうでございますけれども、この胃がん対策について何点かお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、別府市の胃がんの罹患状況ですね。また、それによる亡くなった方の数、死亡者数につきまして、答弁をお願いしたいと思います。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

まず、胃がんの罹患状況でございますが、1年間に新たに診断された胃がん数になります。大分県の罹患率をもとに推計いたしますと、2011年、約60人と推計いたしております。死亡の状況ですが、大分県の統計、公衆衛生年鑑によりますと、2011年は別府市の胃がんの死亡数60人となっております。

○9番(穴井宏二君) 別府市の死亡者数、胃がんによる死亡者数は 60 人ぐらい、微増ということで若干ふえているということでございます。高齢化社会の影響もあるかと思いますけれども、そういうふうにお聞かせいただきました。

そこで、この胃がんの検診につきまして、別府市の胃がん検診の受診率はどうなっているのか。ここ5年の傾向性、そしてまた、胃がんによる死亡率、罹患率、これは非常に上位を占めているのですけれども、この胃がん検診におきましては、どこの市町村でもなかなか伸びないというふうになっておりますけれども、がん対策全般につきましても、どのようなことが必要であるか、この2点について回答をお願いします。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

まず、別府市の胃がん検診の受診率でございます。平成26年度は8.9%、依然として低い状況ではありますけれども、過去5年からでは、少しずつ増加をしてきております。がん対策といたしましては、予防と早期発見、早期治療が重要であると考えております。定期的な検診の受診、喫煙や多量飲酒、食生活などの生活習慣の改善を進めることが重要であります。検診受診の勧奨とがん予防に関する啓発にあわせて取り組んでいるところでございます。

- ○9番(穴井宏二君) ありがとうございます。胃がんに限らずがん対策、非常に重要でございます。早期発見・早期治療ということが大事でございますので、ベターな発見、治療法を進めていってもらいたいと思いますけれども、この胃がんの発生にはピロリ菌の感染が関与しているということが、だんだんと明らかになりまして、この胃がん発生予防の観点でピロリ菌検査を導入しているところがございます。まずこのピロリ菌、基本的にこのピロリ菌についてどのようなものか、ちょっと具体的に、簡単にお願いしたいと思います。
- ○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

ヘリコバクター・ピロリは、人などの胃に生息する細菌で、慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍のほか、胃がんなどの発生と密接に関連した病原細菌でございます。このピロリ菌による慢性胃炎が長く続くことで胃の粘膜が薄くなり、萎縮が進み萎縮性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍などの病気を引き起こす可能性が高まり、一部は胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すというふうに考えられております。

- ○9番(穴井宏二君) そうですね、長く続く、それがやはり日ごろの症状がなかなか、自 覚症状がないところで進んでいく、これがやっぱり問題ではないかなと思っております。 そこで、ピロリ菌の検査方法、よく言われるというか、抗体検査という方法があるよう でございますけれども、この抗体検査というのは具体的にはどのようなものなのか。また、 ピロリ菌治療にかかわる保険の適用範囲について、少し詳しくお願いしたいと思います。
- ○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

ピロリ菌の抗体検査は、血液や尿により行われます。また、感染診断のための検査は、 抗体測定のほか、尿素呼気試験や便中抗原測定等がございます。

このピロリ菌治療にかかる保険適用範囲でございますが、対象者といたしましては、胃 潰瘍や十二指腸潰瘍等に平成25年2月から胃炎が追加されております。これら感染診断 のための検査や検診の結果、ピロリ菌感染が確実となった場合の除菌治療等が保険適用の 範囲となっております。

○9番(穴井宏二君) 平成25年から胃炎が追加されたと。こういうふうな症状がある場合にピロリ菌の検査ができて、ピロリ菌が発見されれば除菌治療が保険適用になる、そういうことですよね。ですから、何らかの症状がないとなかなかできない、そういうことですよね。ですから、これをもうちょっとダブってしていただきたいというのが、これからのあれなのですけれども、胃がんの原因の大部分がピロリ菌ということで、このピロリ菌の検査ですね。先ほど説明していただきました抗体検査、血液検査等を含めまして、早期に

発見するという意味合いにおきまして、別府市も早々に導入をしてもらいたいなと思うのですけれども、どうでしょうか、そこら辺は。お願いします。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

胃がん発見については、多くの研究が行われておりますし、喫煙や食生活等の生活習慣のほか、ピロリ菌の持続感染が原因となり得るということも指摘されております。がん対策の推進のためにピロリ菌検査の実施につきましては、現在、医師会の御協力をいただき検討しているところでございます。また、がん予防の観点から、別府市ホームページでピロリ菌に関する情報提供及び検診委託機関であります別府市内の3健診センターで受診ができるよう広報を行っております。

○9番(穴井宏二君) 今答弁をいただきまして、3健診センター、ちょっと私の認識不足もあったかもしれませんが、初めてというか、知ったわけでございます。これは、健診センターでは全額自己負担ということですから、かなりの金額が、私どもの感覚からすればかなりの金額がかかると思いますし、また、なかなか行きにくいという点があるかと思います。やっぱりもっと受けやすく、金額もそんなにかからない方法で、ほかの自治体を見習いながら、見習うというか、いろいろ勉強しながらこのピロリ菌検査、胃がん予防のピロリ菌検査をぜひとも進めていってもらいたいな、またABCリスク検診とか言われますけれども、そういうのもしっかり進めていってもらいたいなと思います。

ここで、9月初旬に発表されました国立がんセンターの研究チームが、ピロリ菌のことにつきまして、1993年だから22年前に、茨城、新潟、大阪、沖縄、全国6カ所の保健所内に住んでいた40歳から69歳までの男女1万9,000人を6年間にわたって追跡調査したというデータがあるそうです。その結果、血液検査でピロリ菌と慢性胃炎のどちらでもないと判定された人は、胃がんになる確率が1%以下であったということでありまして、やっぱり胃がん予防としてピロリ菌の発見と除菌、これはやっぱり大事なことではないかなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

この前、私もちょっと視察に行かせていただきました諫早市のほうでは、4月から血液検査、市内の医療機関、たくさん含めて血液検査によるピロリ菌の発見、また発見されれば除菌を市の助成も含めましてやっているということでございまして、4月から7月まで800人ぐらいの方が受けられたということでございますので、もう1,000人ぐらい行っているのではないかなと思うのですけれども、思った以上に多かった。ただ、ピロリ菌の発見率は19%ぐらいということで言っておられました。

あと、藤枝市、ちょっと遠いところなのですけれども、ここは今までのバリウムを飲むエックス線検査、これをもう階的に廃止していく方向であるということでございまして、もう来年ぐらいにエックス線検査を廃止するということでございました。その理由が、機械の老朽化ですね、エックス線の機械の老朽化、また維持管理が大変であるということと、やはり私たち市民の、患者さんの、患者さんといいますか、受ける方の負担が大変である。高齢化によってバリウムを飲み込んでしまったとか、そういうふうな事故もあったこともあるように聞いております。そういう意味でこのバリウム検診から血液検査等のほかの方法もあるでしょうし、そういうふうな検査方法に、受けやすい方法にぜひとも変えていってもらいたいなと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。何かコメントがございませんか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長(大野光章君) では、お答えさせていただきます。

先ほど健康づくり推進課長から答弁がありましたように、現在、医師会のほうと、これは子どものころから感染した分が胃がんにつながるということがありますので、子どもの検診の中でそういったことが取り組めないかということで、実際に今協議を進めさせていただいています。ただし、子どもの感情とかそういった部分もありますので、場合によっ

ては「二十歳の検診」とか、そういった定期の、期日を決めてどこかでまとめてできればと。 それから、あと保険適用の関係で国民健康保険に入っている方、それから社会保険に入っ ている方とかで、また社会保険とかですと、オプションで受けている方とかもいますので、 その辺の差が出ないように、そういったうまい方法も検討しながら進めてまいりたいと思 います。

○9番(穴井宏二君) では、ぜひよろしくお願いいたします。

では、この項はこれで終わらせていただきまして、次に妊娠・出産・育児の切れ目ない 支援についてということで質問をしたいと思います。

昨年の国内人口動態統計によりますと、合計特殊出生率 1.42 ということで、昨年 2014 年に生まれた子どもの数は 100 万 3,532 人で、過去最少であったというふうに出ているそうでございます。また、総務省がまとめた人口推計によりますと、14 歳以下の子どもの数は、34 年連続して減少した。1,617 万人になっておりまして、全人口に占める子どもの割合も、過去最低の 12.7%、これは 41 年連続して低下をしておるそうでございまして、かなり減ってきているというふうな状況であると言われております。そういう意味でこれから少子高齢化社会におきまして、子育て世代がどうしたらふえていくのか、また地域で安心して、ここが大事、安心して産み育てる環境づくり、また子どもたちが元気に育つ取り組みを、各自治体の取り組み、これが大事になってくると思います。

そこで、ちょっとデータ的なことを質問したいのですけれども、別府市におきます年少 人口と年少人口の今後の推移ですね、これについて簡単にちょっと答弁をお願いしたいと 思います。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

別府市におきます年少人口でございますが、平成26年9月末時点で1万3,787人、総人口に占める年少人口の割合は11.4%でございます。別府市のこの年少人口は徐々に減少しておりまして、10年前と比較すると約1,000人減少しております。

今後ですけれども、国立社会保障・人口問題研究所による地域別の将来推計人口では、 今後も年少人口は減少していくと考えられております。

○9番(穴井宏二君) 10年前に比べますと 1,000 人も減少しているということで、ちょっと私も驚いたわけでございますけれども、今後も減少の可能性が高いということでございます。

そこで、今、別府市がやっております妊娠・出産・育児支援のサービスの状況ですね、 これが非常に大事だと思いますけれども、これはどうなっていますでしょうか。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

別府市では、母子健康手帳を交付時に、保健師が妊娠中の悩みや育児についての不安の有無などを聞き取り、必要な方へは主治医など関係する部署と連携をして、妊娠中から訪問や電話などによる相談支援を行います。さらに、産科医師からの紹介により、妊娠中に小児科医師の保健指導を受けることができるペリネイタル・ビジット事業を実施し、妊娠期の不安の軽減に努めております。出産後は、全世帯を対象に赤ちゃん訪問を行い、保健福祉サービスの紹介や育児相談等を行っております。赤ちゃんの成長に応じて相談できるように、健診や育児相談会などを行っており、必要な育児支援が行き届くよう医師会等関係機関や関係課と連携して取り組みを進めております。

○9番(穴井宏二君) 今おっしゃっていただきましたさまざまな事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、非常に評判がいいようでございまして、今、ちょっと片仮名でおっしゃっていただいた、ちょっと説明をお願いしたいのですけれども、ペリネイタル・ビジット事業と言いますね。片仮名のあれなのですが、ここのところをちょっと簡単に説明をお願いできますか。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

妊娠中に産婦人科の先生に御相談をされて、産婦人科の先生が小児科の受診を紹介いたしまして、妊娠中に小児科の先生を受診することで、妊娠中から子育てに関する不安等の指導を受け、軽減をすることができるというふうな事業でございます。

○9番(穴井宏二君) これはお母さんが申請しないといけないという、そういうことです よね。はい。そういうふうに聞いております。わかりました。

それと、ちょっといただいたデータの中で、母子健康手帳を交付した中で何らかの支援をしないといけないお母さん、子どもさんがいらっしゃって、継続支援になった割合というのが、平成25年度は891人出生して147人、16%、平成26年は873人生まれて、174人の方が継続支援になった、19.5%というふうに聞いておりまして、私が思った、ちょっと多いなという感じはいたしました。しっかりと支援をしていかないといけないな、してもらいたいなと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

あと、子育て支援センターのここら辺はもうよろしいかと思いますので、続きまして、 これを踏まえまして、切れ目ない支援ということについて、フィンランドの例を引きなが らちょっと質問をしたいと思います。

今、「ネウボラ」と言いまして、子育て、妊娠の時期から出産、そしてまた産んで子育てする支援、また小学校に入るまでとか、フィンランドでは長い時期を支援しているみたいなのですけれども、このフィンランドにおきます子どもとその家族を支援する「ネウボラ」というものがあります。だんだんこれからはやってくる片仮名ではないかと思うのですけれども、この「ネウボラ」につきまして、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○児童家庭課長(原田勲明君) お答えいたします。

「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスを受け取る場所」を意味するもので、フィンランドで定着をしております母親の妊娠期から子どもの就学前にかけて、母子の病気の予防と心身の健康促進を目的とする支援制度であります。かかりつけネウボラ保健師を中心として産前産後、子育ての切れ目のない支援のための地域拠点施設においてワンストップサービスということでサービスを提供しております。

「ネウボラ」につきましては、1944年に制度化をされ、運営主体は市町村であり、利用料は無料であります。

日本国内では、一部のモデル市区、東京都世田谷区、埼玉県和光市、千葉県浦安市、愛知県高浜市、三重県名張市などが、日本版ネウボラに取り組んでいる。

以上、概略でございます。

- ○9番(穴井宏二君) ありがとうございました。そこで、この妊婦さんの切れ目ない支援ということで、「ネウボラ」のようなサービス、一体的に取り組んでいくことが必要だと思うのですけれども、今ちょっと説明してもらったばかりなのですが、勉強もしていただいたと思うのですけれども、先駆的な取り組みを研究した上で、別府市としてどのように取り組んでいこうと思っているのか、部長の答弁をお願いします。
- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(大野光章君) お答えさせていただきます。

ただいま議員の御提言のあった「ネウボラ」ですけれども、私も今回初めて聞いて、内容を把握しております。ただし、先ほど健康づくり推進課長のほうからありましたペリネイタル・ビジット、これは大分県独特のもので、全国でも珍しい、大分県が特に力を入れている制度であります。違いといいますと、家庭、家族の方に、要は妊婦さんに近い、より話しやすい保健師さんか、それか病院になるのかというところの違いはあると思うのですけれども、より相談しやすいという形では、拠点施設としては子育て支援センター、これは既に設置をしていまして、民間3カ所、公営公立3カ所ということで設置がされております。こういったとろで子育てについては支援を既にやっておりますので、子どもさん

を産む前から子育て、要は産んだ後の心配事、そういった相談もできるような体制がとれるといいかなとは思っています。

ただし、保健師さんとかをそこに全部配置するかというと、なかなか難しいところもあろうかと思いますので、その辺は十分妊婦さん方の子どもを産む上での不安を早い時期に解消する方法を模索・検討していきたいと思います。

○9番(穴井宏二君) 今答弁をいただきましたけれども、やはりどうしても切れ目という のはあるのですよね。赤ちゃん、子どもの中に入っていろんな健診とかいっぱいあって、 1歳半の健診とかいろいろあるのです。それで、なかなかお母さんが悩んで相談できない 精神状態とか、またどうしても家を出られない状況にあるとか、そういうふうなことにど う手を差し伸べていくのか、そういうところがやっぱり大事になってくるのではないかな と思うのですね。家から出られないお母さんとか、いろんなケースがあると思います。だ から、やはり別府の取り組み、非常にすばらしいと思います、さっきの事業にしても。そ れを踏まえた上でやはり切れ目のない支援、子ども支援センターとか、先ほど例を挙げて いただきました横浜、京都、静岡、神戸、また世田谷、文京区とかですね。国のモデルになっ ているのが、三重県の名張市の事業がモデルになっているようでございまして、三重県の 鈴木知事は、「ネウボラ」のことについて、我が国の子育ての課題を幾つか上げておら れます。主なものは、子どものみとか母親のみの支援が中心であって、家族全体の支援、 視点が不足している。2つ目が産後ケア、いわゆる産後鬱の問題、またDV、虐待の問題 など、目に見えないそういうふうな相談、ニーズを把握する仕組みが薄い。また、部長が おっしゃいましたように、なかなかこれは難しいかもしれませんが、特定の保健師等によ る継続性や連続性の支援が不足をしている。行政機関の関連部署が多岐にわたって情報が 多く複雑である。ここがやっぱり問題だと思います。また、データの一元的な管理、関係 機関との共有の不足等、本当にたくさん問題を取り上げてしているなと思っております。

今、三重県の名張市の鈴木知事のことをちょっと挙げましたけれども、非常に名張というのは「ネウボラ」の事業について視察が殺到しているということでございまして、私も申し込みをしたのですけれども、断られたというか、行けなかったという、ちょっと残念だったのですけれども、非常に全国的なモデルになっているようでございますので、今、部長の答弁をいただきました。本当にありがとうございました。

それを踏まえて、別府市としてこれから取り組みの見解を、済みませんが、市長、よければお願いしたいと思います。

○市長(長野恭紘君) お答えします。

「ネウボラ」ですかね、言葉として、私、実は大変恥ずかしながら今初めてお聞きをいたしました。三重県の知事も、私も個人的に大変親しい方で、子育てに対してまさに今、議員の言われるように切れ目のない、出産をしてから産み育て、またその後のこともしっかりとサポートしていくということでは、三重県知事というのは、全国の知事会の中でも非常に注目をされている方だと思います。

別府市においても、今、議員言われるように確かに切れ目と言われる部分ですね、そこの切れ目をしっかりとどうつなぎとめていくかということが、やはり産み育てていく中で、これは先ほど議員も出生率のことを言われましたけれども、地方創生も出生率を上げていくということが前提になっている事業でございますので、そういったことも、私もちょうど子育て世代の真っただ中にございます。私は私なりの意見もありますので、それは担当部課と話をしながらしっかりと進めてまいりたい。また、御指導もいただきたいというふうに思っているところでございます。

○9番(穴井宏二君) 答弁、どうもありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、この項はこれで終わらせていただきます。

ちょっと時間があれですけれども、続きまして、小規模多機能型事業所における障がい 児の受け入れについてということで質問をしたいと思いますが、まず最初に、小規模多機 能居宅介護事業所とか、ちょっと言葉が長いのですけれども、なかなか私ども、済みませ んが、余りなれない言葉でございまして、この小規模介護事業所につきまして、ちょっと 簡単に説明をお願いしたいと思います。

- ○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。
 - 小規模多機能型居宅介護事業所とは、介護保険の地域密着型サービスであり、自宅を拠点とした事業所への通いサービスを基本とし、利用者の様態や希望に応じて自宅への訪問と短期間の宿泊を組み合わせて利用できるサービスとなっております。
- ○9番(穴井宏二君) では、次は小規模多機能居宅介護事業所における障がい児の方、また障がい者の受け入れ、以前は特区制度であったわけで、今はなくなっているようでございますけれども、この受け入れ事業というのはどういうふうな事業であるのか、またその事業展開の流れにつきまして、簡単に障害福祉課長のほうからお願いしたいと思います。
- ○次長兼障害福祉課長(岩尾邦雄君) お答えをさせていただきます。

障がい者または障がい児が、近隣において障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするもので、この取り扱いをするためには構造改革特区の申請をし、認定を受ける必要があります。特区の認定を受けた場合、限られた地域で規制が緩和され、2年間の実施期間後、必要なものについては全国規模へと広げられるという流れとなります。この受け入れ事業につきましては、平成22年6月、障害福祉サービスの生活介護が、平成23年6月には短期入所が、平成25年10月からは児童発達支援及び放課後等デイサービスが、特区の認定を受けずにサービス提供が可能となっております。

○9番(穴井宏二君) 要するに特区がなくなったということですね。

それで、この小規模多機能施設について、いろんな利用者にとってはいい施設だなと思っておるわけですね。通いもできるし訪問もしてくれる。また短期間の宿泊もできる。これは要介護認定を受けた方なのですけれども、登録をした方というふうに言われていますけれども、その事業所から身近な方のサービスが利用できるのではないな、遠くてもいいのですけれども、より自宅から近いところの事業所のサービスを受けることができるということで、地域密着型というふうに言われていますけれども、本当にいい施設だなと思いますが、別府市においてこの小規模多機能事業所、幾つあるのか。それから、今後の計画といいますか、どういうふうに見通しを立ててやるのか。これについてちょっと答弁できますかね。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

この事業所は、市内にサテライト型も含めて現在6事業所が設置されております。また、 看護小規模多機能型居宅介護事業所も含めますと、7事業所となっております。

別府市の増設の取り組みでございますけれども、第3期の介護保険事業計画時より小学校区に1カ所、計16カ所の整備計画を立てて継続しておりますけれども、経営的に難しい面もあり、現在、施設数が伸び悩んでいるところでございます。

- ○9番(穴井宏二君) これも非常に大事な施設だと思いますので、16 カ所の整備計画のうち今7カ所ですかね、おっしゃっていただきました。これはちょっと正直言っておくれているのではないかなという、ニーズの割にはおくれておるのではないかなという気がしますが、なかなか伸びなかった理由ですね。もう少し具体的に何かありましたら、答弁お願いできますか。
- ○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

小規模多機能事業所につきましては、介護報酬が、特養等に比べてかなり低く設定されております。また、介護職の人員の基準についても、普通の特養等に比べても高い基準が設定されておりますので、そういう面で経営的に難しい、厳しいという状況で伸び悩んでいるのかなと思っております。

- ○9番(穴井宏二君) はい、わかりました。そういう面もあるかなと思っておりますけれ ども、先日、非常に進んでおります久留米市のほうにちょっと行ってまいりまして、久留 米市では平成19年は数カ所だったのが、今は四十数カ所まで、ここ二、三年特にふえた と言っておりまして、やはりかなりのニーズがある。そこで今、障がい児の方も受け入れ をしている。特に夏休みとかは非常に人数が多くて、そこで高齢者の方、介護認定を受け ている方との何と言うか、交流というか、いろんな触れ合いがあって、非常にいいのです よということをおっしゃっておりました。平日は、夕方学校が終わって来て、ちょっとし か触れ合いの時間がないとは言っておりましたけれども、そういう意味で障がい児の方の 受け入れも明記されているようでございますので、久留米は非常に障がい児を持っている お母さん方から問い合わせが多いらしいのですね。かなりありますので、ニーズが多いの ですねということを言っておりましたけれども、今、別府市は7カ所で、この障がい児の 方を受け入れるとしても、もっと絞られると思うのですけれども、そういうふうな障がい 児の方もしっかり受け入れるというか、そういうところを検討というか、指針を示すとい うか、事業所の方は、市のほうからはそういうのは聞いていないと言われ、そういうふ うなことも言っておられましたので、そういうところもぜひ事業所の方と話し合って進め ていってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。 別府市では、現在、障がい児等の受け付けはしておりません。今後どうするかというと ころにつきましては、体制としては受け入れ可能ではありますけれども、そういう人数が

ありましたら、今後協議しながら進めていきたいと思います。

○9番(穴井宏二君) 別府は、高齢者の方も多いし、障がいのある方も多いところですから、 ぜひともそういう、しっかりと把握をして取り組んでいってもらいたいなと思いますので、 よろしく、何年かおくれているようでございますので、よろしくお願いします。

続きまして、コンビニにおける介護の相談ということでございまして、これは、別府も 非常にコンビニが多いところでございますので、これを取り上げさせていただきました。

これは、まだ日本でも始まったばかりで、どちらかと言うとコンビニ側のほうから話が来るという、そういうふうなあれみたいなのですけれども、埼玉県の川口市におきまして、コンビニの中に介護相談窓口を1カ所少し設けて、介護の相談を受けているというふうに聞いております。また、最近ではコンビニに買い物に行く、昼間だったりしますと、意外と高齢者の方が杖をついて来られているとか、そういう姿も時々見かけます。そういう意味でコンビニの多角的な活用という意味で、コンビニを利用した介護相談を受ける場所というのも、別府市版として何かこう、検討していけばどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

コンビニでの介護相談は、身近に利用できてよい発想であると考えております。残念ながら、市内にあるコンビニの店舗内には相談できる十分なスペースが確保されていないというのが現状です。この発想は、介護事業所を経営している事業者さんからコンビニに打診があり開始されたと聞いております。介護とコンビニの組み合わせで、シニア層と家族に対しまして、ワンストップで商品、また相談サービスが提供できるということですので、そういう双方の意思が一致して、コンビニ店舗内に相談スペースが確保されているというのが現状です。現在では、コンビニ店舗内に居宅介護支援事業所の介護支援専門員を常駐

させて相談を受け付けているというふうに聞いております。

介護事業者と経営者の取り組みとして、別府市内の介護事業所の設置法人の皆様方にこの情報を今後提供していきたいと思っております。

○9番(穴井宏二君) 私も、この埼玉県には行きはしませんでしたけれども、ちょっと電話でここのコンビニに聞きました。かなり大きいのだろうなというふうに私は想像しながら聞いたのですけれども、聞いてみたら、駐車スペースは十数台ということで、ごく普通の、ちょっと大きいかもしれませんけれども、余り飛び抜けて大きいというコンビニではないというふうに言っておりまして、非常に頭をひねったアイデアだな、そういうふうに思っておりますので、ぜひ市のほうから持っていく話ではないかもしれませんけれども、そういう何か話し合いの場があるときにしっかり協議をお願いしたいと思いまして。

それから、もう1つ。これは例として、これができなければ、例えば久留米とかではコンビニで健康診断、定期健診の申し込みの受け付けをしている、そういうふうなところもございますので、しっかり研究してお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。では、続きまして、次は同じコンビニでも、コンビニの証明書発行という点で質問をしたいと思います。よろしいですか。はい。

九州管内では、福岡や鹿児島また熊本、益城町あたりが、コンビニでいろんな証明書の発行をしているようでございますが、今、九州では何市ぐらいの市町村がコンビニでしているのか。また、このコンビニの証明書発行を利用する時間帯、これはどうなっているのか教えてもらいたいと思います。

○市民課長(濱本徹夫君) お答えいたします。

九州管内では、福岡市、鹿児島市を初め宮崎市の8市が実施しております。いずれも住民基本台帳カードを利用した発行となっておりまして、住民票の交付、戸籍、戸籍の附票、 それから印鑑証明、税の証明書などを発行しております。

続きまして、コンビニを市民が利用する時間帯ということでございますが、時間帯はコンビニの発行の50%が、午後5時から午後11時、いわゆる時間外というところに利用が多いというふうに聞いております。

- ○9番(穴井宏二君) 利用時間は、午後5時以降が多いということですね。ある自治体によっては70%ぐらいが仕事帰り、5時以降に使っているというふうに言われております。やはりどうしても平日行く場合は、会社によっては休みをとって行かないといけない。外回りの人は立ち寄って行けるのですけれども、公務員の方とかは休みをとって行かないといけない、そういうふうなことがございますので、非常に便利ではないかなと思っておりますが、前回、いつか議会で質問をさせていただきました。そのときには、マイナンバー制度導入後にコンビニ交付を検討するということでございましたけれども、別府市における今後の導入について答弁をお願いしたいと思います。これは、市が手を挙げてやらないといけないと聞いておりますけれども、別府市はこのコンビニの証明書発行についてどういうふうに進めてまいるのか、最後に答弁をお願いします。
- ○市民課長(濱本徹夫君) お答えします。

マイナンバー制度は、来月10月より始まりまして、10月5日より通知カード並びに1月から個人カードが交付になります。コンビニの交付については、この個人カードについて利用しながら発行していくようになろうかと思います。今後、この個人カードの普及率並びに市民の利便性、またさまざまな問題、それから課題を整理しながら進めてまいりたいと考えております。

- ○9番(穴井宏二君) 前向きに進めていく、そういうふうに捉えてよろしいでしょうか。
- ○生活環境部長(釜堀秀樹君) お答えさせていただきます。

現在、国のほうは、総合窓口の導入を求めた窓口業務の抜本的な見直しや、マイナンバー

制度が始まることを踏まえたコンビニ交付の積極導入などを要請されております。一方で、これを導入する際には多額のシステム改修費、また継続したランニングコスト等の問題があります。また、今後、窓口業務のあり方等も課題等を解決しなければなりませんので、現在、その協議をしているところでございます。

いずれにしましても、県内、他の都市も導入を検討しておりますので、住民の利便性を考えたときに、他市におくれないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○9番(穴井宏二君) これはやっていかないと本当にいけないところだと思いますので、 よろしくお願いしたいと思います。

では、続きましてビッグデータですけれども、若干時間をとりますので、これについては、また次回以降にさせていただきたいと思います。

続きまして、防災関係ですね。防災タイムラインについて質問をしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

この防災タイムライン、なかなか聞きなれない言葉でございますけれども、事前に避難 行動を明確化するということでございますが、まず、このタイムラインに対する認識をお 聞きしたいと思います。

○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

このタイムラインとは、台風による大規模風水害災害などの発生の前から予測できる災害に対して、県、市町村、住民などが災害発生前から発生後まで、時間ごとにあらかじめ明確にしておく防災計画のことでありまして、被害の防止や早期復旧を実現するためには有効な計画であると考えております。

- ○9番(穴井宏二君) そこで、この防災タイムラインを利用して被害を未然に防いだというか、そういうふうなのがアメリカのニュージャージーを襲いましたハリケーンのサンディというのが、3年前にありましたけれども、このタイムラインを使った避難状況、その結果について説明をお願いします。
- ○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

アメリカ東海岸を襲ったハリケーン・サンディについて、簡単に説明をさせていただきます。

2012年10月にアメリカ東海岸に上陸したハリケーン・サンディにおける被害は、132人が亡くなり、経済損失は8兆円規模に上りました。しかし、タイムラインを使って被害を減らした州があり、その1つが、サンディが直撃したニュージャージー州でございます。そのニュージャージー州のタイムラインの内容とは、96時間前、4日前には避難所の計画と準備、72時間前、3日前には州知事による緊急事態宣言、36時間前には避難勧告の発表、24時間前には公共交通機関の運休と決められております。実際にサンディのときは、タイムラインに沿って早目に避難したため、ニュージャージー州の一部地域では4,000世帯で全半壊したにもかかわらず犠牲者はゼロでございました。事前に鉄道やバスが運休するとの予告があったため混乱は少なく、大きな減災効果があったと世界的に評価されております。

○9番(穴井宏二君) そういうことですね。非常にこの避難対策が早かったと聞いておりまして、これをちょっと見てみますと、96 時間前に避難所の計画・準備となっております。 72 時間前に緊急事態宣言、24 時間前に公共機関の運休というふうに非常に早い手を打っておられまして、日本の台風のタイムラインになると、9時間前に避難指示というふうな感じでなっております。非常に遅いなという、もっともっと早く対応していかないといけないなというふうに思っておりまして、この防災タイムラインは非常にいいあれではないかな、政策ではないかなと思っております。

このタイムラインにつきましては、いつ、何をするべきかというのがしっかりと目に見

える形でわかるようにするものでございますけれども、先日、熊本県庁にちょっと行ってまいりました。熊本県庁ですから、県のことをやっておるのですけれども、そこのトップの方が自衛隊の出身の方で、その方といろんな、各気象庁とか機関が連携して、この熊本県の防災タイムラインをつくっておりました。ちょっと資料ももらったのですけれども、非常によく関係機関とも連携しながらやっているなというふうに思いまして、やはりこの防災タイムライン、しっかりとやっぱり市でも取り組むように指示はしておりますと言っておりました。

そこで、別府市のこの防災タイムラインの取り組み、県のほうから指示が来ているのかどうか。これは国から県にもう指示は来ている。県のほうも、熊本県においてはもう市町村に指示を出しているということでございましたけれども、別府市は、県から来ているのかどうか。それから、別府市の今後の取り組み、この防災タイムラインの取り組み、これはどうなっているか、お尋ねしたいと思います。

○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

タイムラインの国、県等からの指示、これについては、具体的な指示はございません。 国それから県についても、台風におけるタイムラインは一応つくっておりますけれども、 現在、試行段階ということであります。国・県についても、大分県下等の市町村の意見を 聞きながらつくっているという状況で、県下の市町村についても簡易なタイムラインはつ くっていますけれども、今のところ県がつくったタイムラインを参考に運用しているよう な状況であります。

別府市におきましても、台風災害タイムラインを作成しておりますけれども、その内容は、災害対策本部における各対策部の業務内容でありまして、関係機関や住民の対策を示していないため、今後、試行していく中で国・県のタイムラインも参考にしながら策定を進めていきたいと考えております。

○9番(穴井宏二君) ぜひとも早目の作成を、よろしくお願いしたいと思います。 では、最後に観光政策。時間の関係で1点だけ質問をしたいと思います。

これもちょっと片仮名になるのですけれども、先日、議案質疑でWiFiの無料公衆無線LANの質問をさせていただきました。非常にいい迅速な展開だなというふうに、私もこれは本当に高く評価しているわけでございますけれども、そこで、今多くの方が携帯を持っております。私も、知り合いの年配の方が携帯を持っているのだというふうな、びっくりするぐらいありますけれども、そのかわり普通の携帯で、スマートフォンではなかったのですけれども、スマートフォンを持つ方も非常にふえまして、いろんな情報が見られたりするわけでございますけれども、これを観光に生かすというのがございます。

オーグリメント・リアリティ、AR技術という、拡張現実というふうに言うようでございます。これは、私も2年前に熊本市に行きまして、政務活動で行きまして、オーグリメント・リアリティ、AR技術、これをタブレット端末をお借りして勉強させていただきました。これは、ディスプレイに映し出された映像にバーチャル映像を重ねて表示するというものでございまして、例えばある市におきましては、市報にそのARの何ですかね、のを埋め込んで、スマートフォンで例えば観光の動画とか、市長の挨拶の動画とか、そういうのも見られたりするそうでございます。そういうふうなAR技術を観光情報等にいろいろ生かしていったらどうかなと。ちょっとわかりにくい表現で申しわけないのですけれども、そこのところを観光課長に答弁をお願いしたいと思います。

○観光課長(河村昌秀君) お答えいたします。

さきのWiFiですけれども、これは今回9カ所、11アクセスポイントで年末あたりに整備する予定になっています。それと同時に、ホームページの再構築を行う予定にしています。議員御指摘のスマートフォン対応も、今回の再構築に含まれております。

ARの導入につきましては、観光客の周遊性の向上・促進が期待できるものと考えておりますので、1つのコンテンツとして組み込めないか、関係機関と検討してまいりたいと考えています。

- ○9番(穴井宏二君) このAR技術、外国人旅行者の方にとっては非常に利便性がいいというか、場所をとらない、また案内、標識板も要らないという、そういうふうなメリットがございまして、また動画でそこのところを案内することができるということで、非常にもう、コストがほとんどかからない、そういうふうなものでございますので、ぜひとも進めていって観光振興の1つの政策としてお願いしたいと思います。
- ○副議長(野上泰生君) 休憩いたします。

○議長(堀本博行君) 再開をいたします。

午後2時48分 休憩

- 午後3時05分 再開
- ○13番(萩野忠好君) それでは、まず議長に、3番目の項目を、議長にお許しをお願いいたしまして、最後にさせていただきます。よろしいでしょうか。
- ○議長(堀本博行君) はい、どうぞ。
- ○13番(萩野忠好君) それでは、別府市の虐待防止について質問させていただきます。

現在、虐待問題につきましては、全国的に以前に比べると非常に多くなっていると思います。そして幼児それから子ども、高齢者、障がい者及び学校はいじめになりますけれども、いろんな事件があっております。日本の戦後を見ますと、先輩の皆様方に御努力をいただきまして、目覚ましい経済発展が今日まであってまいりました。そしてまた、すばらしい国になってきております。しかし、今日、いろいろな環境の変化によりまして、人間同士のきずな、それからまた助け合い、そしてまた道徳というものも失われてきて、本当に残念でなりません。このごろは新聞と、それからテレビニュースなどを見ますと、人を刺したり、それからまた殺人事件等もあり、むなしく暗いニュースが起こっております。そしてまた親子の殺し合いという、そういう状況も出て、悲しいことばかりであります。このような事件が多くなった1つの原因は、人と人とのやはり交流が乏しくなりまして、そしてまたお互いが認め合わない、そういうことが原因ではないかと私は考えております。人間は、やっぱり人と人とのつながりがあって、そして仲よくすることが大事です。最初は軽いいじめとか、それからそれがどんどんエスカレートしていって虐待、それで最後にはそういう殺人事件にもなり得るということであります。

きょうは、そういうことを考えながら児童家庭課、そして高齢者福祉課、障害福祉課、 学校では、先ほども言いましたようにいじめになると思いますけれども、学校教育課と順 番で質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、各課におきまして3年間、平成24年から25、26年の虐待についての報告をお願いいたします。

○児童家庭課参事(寺山真次君) お答えいたします。

本市における子どもの虐待の過去3年間の相談件数でございますが、平成24年度は141件、平成25年度は189件、平成26年度は248件となっております。

○13番(萩野忠好君) 今の相談件数をお聞きしますと、このやっぱり3年間もどんどんふ えてきているようです。

それでは、具体的にどのような相談があったのか、その内容についてお願いいたします。 〇児童家庭課参事(寺山真次君) お答えいたします。平成24年度の相談件数141件についてでございますが、この内容としては、身体的虐待は37件、心理的虐待が53件、ネグレクト、育児放棄ですが、これは48件、性的虐待は3件となっております。平成25年度の相談件数189件についてですが、身体的虐待は53件、心理的虐待は76件、ネグレクトは 57 件、性的虐待は3件となっております。平成26年度の相談件数248件についてですが、身体的虐待が86件、心理的虐待が107件、ネグレクトが53件、性的虐待が2件となっております。

- 13 番 (萩野忠好君) この中で心理的な虐待が年々ふえてきていますね。それから、また 身体的虐待も同様です。虐待についての相談はどこに行けばよいのか伺います。
- ○児童家庭課参事(寺山真次君) お答えいたします。

相談についてですが、児童家庭課内に子育て支援相談室がございます。そのほか、大分県の中央児童相談所や警察署でも受け付けをしております。中央児童相談所では、24時間365日相談の受け付けをしている「いつでも子育てほっとライン」というフリーダイヤルがございますし、本年7月1日より全国共通ダイヤルとして3桁の「189」、「いちはやく」という言葉で覚えますが、この「189」で児童相談所に通じるサービスも開始され、相談体制の充実を図っているところでございます。

また、虐待予防の観点から、日ごろからの育児不安や子育てのストレスについて相談できる場所として、市内に6カ所の子育て支援センターがございますので、そちらのほうもぜひ活用していただきたい、このように考えております。

- ○13番(萩野忠好君) この虐待、いろいろな事件後によく報道されております。ですから、 わからないことも多いと思いますけれども、その近所の家とか、そういう地域の人たちの 通報が大事と思うのですけれども、この事件にならないような啓蒙運動といいますか、虐 待防止について住民への広報、周知徹底などはどのように考えておりますか。
- ○児童家庭課参事(寺山真次君) お答えいたします。

市民の皆様には、虐待相談窓口のお知らせチラシを毎年 11 月の児童虐待防止推進月間に合わせ、自治会を通して回覧をお願いしております。また、この月間に合わせてケーブルテレビでの広報も行っております。そのほか、市報やリーフレットを通して随時周知を行っております。

- ○13番(萩野忠好君) 児童家庭課として、それでは虐待の相談があったとき、どのように 対応していくのか、その方法があれば教えてください。
- ○児童家庭課参事(寺山真次君) お答えいたします。

市の役割としましては、相談を受けてから情報の収集や調査を行い、どの機関と連携を 図っていくかという支援方針を決定することが重要と考えております。その結果、保護な どが必要と判断した場合には、中央児童相談所のほうに連絡をしております。

本市では、子どもを守る地域のネットワークとして市役所内の関係課を初め児童相談所、警察署、保育所、福祉施設、幼稚園、学校、総合教育センター、医療機関、地域などの機関で構成されている要保護児童対策地域協議会を設置しております。相談があった場合、関係する機関へ連絡し、その中で情報を共有するとともに、連携を図りながら適切に対応していくことが非常に重要であります。この協議会の中で毎月連絡会議を開いており、相談のあったケースについて、関係する機関と情報を交換するとともに、支援の内容も協議し、対応を行っているところでございます。

これからも、このネットワークを活用し、児童虐待の早期発見や早期対応を行い、問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○13番(萩野忠好君) 小さい子どもさんは、怒られていても理由がよくわからないということが多いと思うのですね。大人それから他人にしては、自分のことを、言うことを聞かないから、すぐ叱って虐待する、そういうことも考えられます。そして、それがまたエスカレートしていきますと、死なせる事件にもなるということでございますから、やはり幼児それから子どもさんについては十分な対応といいますか、配慮が必要と思うわけであります。その点について、今後気をつけていただきたいと思っております。

それでは、次に高齢者福祉課、お願いいたします。

高齢者福祉課について、別府市の高齢者の虐待について、この3年間の件数を教えてください。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

過去3年間の相談件数です。高齢者の虐待相談では、養護者によるものと施設内におる者を区別して集計しております。まず養護者による虐待では、平成24年度64件、平成25年度60件、平成26年度54件となっております。次に、施設内での虐待では、平成24年度1件、平成25年度8件、平成26年度9件となっております。いずれの相談も事実確認を行っておりますが、施設内での虐待9件については、その事実が認められない、また判断するための情報がないなどの理由から、虐待を認定するまでには至っておりません。

○13番(萩野忠好君) 今のお話を聞きますと、この養護者に対しても、件数はちょっと減っているものの、施設内ではやっぱり、施設のほうがふえているというような状況ですね。この施設内で判断するのはなかなか難しいということもあると思いますけれども、しかし、施設でいろいろとやっぱり事故が起こっていることもあります。

そういうことで、具体的な相談内容についてはどのようなものがありますか。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

平成26年度の実績について御報告をいたします。養護者によるものについては、身体的虐待24件、心理的虐待3件、経済的虐待8件、介護放棄・放任が19件となっております。次に、施設内での虐待では、身体的虐待3件、心理的虐待2件、介護放棄・放任については4件となっております。

- ○13番(萩野忠好君) 養護者の身体虐待が多いということでありますが、その虐待を受けた場合、その相談はどこが窓口となっているのですか。
- ○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

高齢者虐待の相談窓口は、市内の中学校区に7カ所設置してあります地域包括支援センターと高齢者福祉課の窓口で御相談を受け付けております。また、事件性のあるものについては、警察との連携もありますので、警察での受け付けも可能であります。

○ 13 番(萩野忠好君) これは全国的にもこの高齢者の虐待ということは非常にふえてまいっております。

それでは、虐待についての防止について、どのような周知をされておりますか。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

高齢者にかかわる虐待として、養護者虐待と施設虐待の大きく2つに区分しております。 養護者虐待では、高齢者の見守りという観点から、地域で組織される自治会や民生委員な どからの協力を、また電気・ガス・新聞販売員など、地域を巡回される機関など民間機関 との連携により、また地域で活動する地域包括支援センターからも周知、発見に努めてい るところでございます。

施設虐待では、虐待の早期発見や正しい知識を取得するため、毎年弁護士、社会福祉士による虐待防止研修会を、介護福祉士や施設従事者を対象に開催しております。その他として、虐待防止に向けて市及び地域の関係機関との連携を図るため、別府市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク委員会を定期的に開催しており、虐待の防止や減少に向けての情報提供や意見交換を行っているところです。

○13番(萩野忠好君) 今発言がありましたように、この虐待防止研修会、それから市と地域との、そういう関係機関との情報交換は、大変いいことだと思います。

それでは、虐待の相談を受け付けた際、どのように対応されていますか。

○高齢者福祉課長(池田忠生君) お答えいたします。

虐待対応の大きな流れといたしまして、事実確認の準備に始まり、事実確認の実施、虐

待対応ケース会議の開催、改善計画書の作成、最後にモニタリングとして改善取り組みの 評価を行っております。

まず虐待の相談を受け付けた場合は、関係情報を収集するために速やかに関係者から事 実確認の調査を実施し、調査報告書を作成しております。この事実確認では、高齢者の安 全確認を再優先に考えて実施するものであります。ケース会議では、虐待の有無の判断、 高齢者保護に向けた緊急性の判断、そのほか改善指導や虐待が発生した原因、背景などを 検討しております。また、当事者からは、改善計画書の提出を求め、この計画書に基づき 改善取り組みの評価を行っております。

○13番(萩野忠好君) 高齢者においては認知症それから物忘れなど、そういう人たちも大変多くなっております。また家庭内とか、あるいは福祉施設内においても、先般もテレビ報道でございましたけれども、虐待報道がやっぱりされているわけです。今後についてもふえてくると思いますので、特に高齢者に対しては、そういう虐待相談があれば早急に調査をして、そして防止するように今後やっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に障害福祉課に質問します。障がい者への虐待相談の状況を教えてもらいたいのですが、件数それから相談内容についてお願いいたします。

○障害福祉課参事(大野積善君) お答えいたします。

障害者虐待防止法が、平成24年10月に施行されましたが、別府市では平成24年10月、 障害福祉課内に別府市障害者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止、早期発見、 自立支援及び要保護者への支援の体制を構築しております。

別府市障害者虐待防止センターで把握している虐待相談件数につきましては、平成24年度は7件、平成25年度12件、平成26年度は6件でありました。平成26年度の相談6件のうち、虐待と判断されたものは、養護者からの虐待の1件でした。

内容につきましては、相談支援専門員から持ち込まれたものでありました。高齢の父と知的障がいの本人・女性との2人世帯で、近くに住む兄がこの世帯に通って世話をしていましたが、兄がいらいらすると、障がい者である妹に手を出してしまうといった状況があり、あざが数回確認され、虐待と判断しました。その後は、本人の障害福祉サービス事業所と相談支援事業所が連携している対応ケースでございます。

○13番(萩野忠好君) 今、障がい者に対しては、平成25年度は多かったのですけれども、 その前後の年は約半分になっておりますね。

そして、今お話のように、障がい者はすぐに対応するということがやっぱり難しいのです。これは心理的虐待が多いと思いますけれども、ついつい暴力でなくても、いろいろな言葉とかの問題で罵倒される、そういうことも多々あるわけであります。障がい者に対しては、やっぱり健常者との違いもありますので、そういう理解が大事です。そういうことでひとつ対応を気をつけていただきたいと思います。

それでは、障がい者への虐待についての相談場所及び虐待をなくすための周知はどうなっていますか。

○障害福祉課参事(大野積善君) お答えします。

障がい者の虐待に関する相談、通報、問い合わせは、障害福祉課内に設置しております 別府市障害者虐待防止センター、または別府市内4カ所の委託相談支援事業所で受け付け を行っております。

周知の方法については、パンフレットを障害福祉課窓口及び相談支援事業所に置き、また市報への掲載によって周知を行っております。

○13番(萩野忠好君) 障がい者に対しての虐待があった場合、どうすればいいかということは、まだ知らない人が大変多いのです。ですから、虐待相談があった場合の体制、それ

から対処の方法についてはどのようになっていますか。

○障害福祉課参事(大野積善君) お答えします。

虐待に関する相談、通報、問い合わせがあった場合、速やかに個別ケース会議を開き、緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向など組織的な判断を行い、複数の職員で対応を行っております。具体的には、例えば養護者による障がい者への虐待の通報があった場合、通報内容、コアメンバー、つまり障害福祉課内の管理職を含めた複数職員により詳細に検討し、対応方針を決め、事実確認及び訪問調査、場合によっては立ち入り調査を行い、ケース会議にて援助方針を決定、その後の支援に結びつけるといった対処を行っております。

また、虐待防止に向けて市及び地域の関係機関との連携強化を図り、虐待の防止及び早期発見、その家族への援助並びに援助方針などを検討することを目的に、各機関の代表を委員とした別府市高齢者及び障害者虐待防止ネットワークを設置し、定期的な委員会を開催しております。

○13番(萩野忠好君) 今の障害者虐待防止ネットワーク委員会、これが定期的に開催されているということで、大変私はよいと思います。一番大事なのは、やはり情報交換をしながら虐待防止に取り組んでいく、そして皆さん方もそれに努力していくということが大事と思いますので、障がい者関係のことに関しましても、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは最後に、この虐待防止のことで学校関係にお尋ねを学校教育課……よろしいで しょうか。

この学校関係についても、教育委員会等を含めて相談件数及びそういう認知件数を教えてください。

○学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

別府市総合教育センターが受けたいじめの相談件数は、平成24年度から29件、15件、27件となっております。

また、文部科学省の生徒指導上の諸問題に関する調査の結果、市内公立小中学校でのいじめの認知件数は、平成 24 年度から、小学校 495 件、中学校 141 件、25 年度、小学校 474 件、中学校 74 件、26 年度、小学校 306 件、中学校 106 件となっております。

○13番(萩野忠好君) やはりこれもお聞きしますと、学校でも結構いじめが多いようです。 これはいろんな、いじめといっても小さないじめから、いろいろあると思うのですけれど も、原因がわからないことも多いと思います。そういうことで最初はちょっとした、何と いいますか、冗談半分なことから始まると思うのですけれども、それがどんどん、先ほど も言いましたように、エスカレートしていくと本当の虐待事件に発展するということに なってくると思います。

それでは、別府市について、このいじめの内容がわかれば、どのようなものか教えてください。

○学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

平成 26 年度の先ほどの調査の結果によりますと、いじめの対応といたしましては、冷やかし、からかい、脅しが最も多く、次いで軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたくなどの身体接触、続きまして仲間外れが多くなっております。

○13番(萩野忠好君) 今、いじめについてはどこに相談に行ったらよいかということで、 いろいろ親御さんも考えると思うのですけれども、しかし、本人たちもどうしたらいいか ということで、どこまで、誰に言ったらいいかということがわからないことも多いと思う のです。

それでは、相談機関の周知徹底の方法はどのように考えていますか。

○学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

学校においては、児童生徒を対象といたしました教育相談週間、それから教育相談活動を行いますスクールカウンセラーやスクールサポーターなどを配置し、教育相談体制を整備しております。

また、総合教育センターには臨床心理士の資格を有する教育相談員を配置し、いじめに 関する相談電話、あるいは来所相談を受け付けております。

その他の窓口といたしましては、県教育委員会に設置された24時間子どもSOSダイヤルや、18歳以下の子どもたちを対象とした無料電話相談・チャイルドラインなどがあります。

周知につきましては、学校を通じて総合教育センター等の相談機関のカードを配布したり、市報に掲載したりするなどの方法を行っております。

そのほかにも、自治振興課と連携いたしまして、自治会の支部長さん方に子どもたちの 見守りをお願いしていることもあります。

○13番(萩野忠好君) いろいろ聞きますと、そういう相談機関といいますか、関係先がい ろいろあるようでございます。こういう機関に相談すればよいということになっておりま すけれども、これはまだ知らない人も多いようですから、今後も周知徹底方をお願いした いと思います。

それでは、相談があった場合、どのような対応をしていらっしゃいますか。

○学校教育課長(篠田 誠君) お答えいたします。

学校がいじめに関する相談を受けた場合、別府市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、学校は直ちに校内いじめ防止等対策委員会を中核として、いじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行ったとされる児童生徒に対しまして事情を確認し、適切に指導するなど組織的な対応を行っております。

教育委員会に相談があった場合には、その状況に応じて当該学校に事実確認と対応を指示するとともに、ケースによりましては学校へ指導主事を派遣し、必要な指導助言、支援、調査等を行い、いじめの解決のための対策に当たっております。

○13番(萩野忠好君) 学校教育課は、そういういろんな指導もあると思いますが、これは教育長に通達はいたしておりませんけれども、ちょっと私の気持ちとして言わせてもらえば、日ごろからやはり先生方と、そして生徒のコミュニケーションが大事と思うのですね。そして、いろんなそういう虐待といいますか、何かこう、軽い気持ちでそわそわしたり、何かちょっとこう、状況がおかしくなったりということを把握したら、やはりこれは何かちょっとおかしいなということを先生方もぜひそれを思って、皆さん方、学校全般でちょっとおかしいのではないの、そういうことを悟らないといけないと思うのですね。そういうことで、今、学校側としても時々こういういろんな子どもに対してのアンケート調査とか、何かそういうものはやっているかどうか私もわかりません。しかし、起こらないようにするのが大事であります。今後において教育委員会、あるいは学校の校長会、いろんな問題に対しても、教育長としてそういう指導をしていただきたいと思います。

教育長、これはお伝えをしておりませんけれども、もしこの場で発言があったら、どうぞ。 ○教育長(寺岡悌二君) お答えをいたします。

全国的には、いじめによる自殺と思われる事件が多発している状況でございます。子どもたちが孤立したり、家庭、そしてまた学校の子ども同士も孤立するような状況がございますので、先生方を中心にしまして、子どもたち一人一人をしっかりと見守るような体制、そして組織で対応するというのが非常に大事だと思っておりますので、本当、子どもたちが安全・安心に過ごせる学校、また家庭も協力してもらうような体制が必要であるというふうに強く認識しているところでございます。ありがとうございました。

○13番(萩野忠好君) 何とぞ、別府市内でそういう虐待とか、あるいはいじめとかが起こ らないように、ひとつ指導のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、次の項目にまいります。別府市内の公共施設及び公園のトイレについて伺います。

現在、高齢者が大変ふえてまいっております。そしてまた、いろいろなトイレについての問題も生じているようであります。年をとってきますと、どうしても腰や足の不自由な方が多くなってきております。したがって、トイレのことをお尋ねいたしますと、やっぱり洋式のトイレが欲しい。そういうことを非常に皆さんからお聞きする機会が多いわけでございます。それから、また新築された家も、今、家の建てかえになりますと、どうしても昔の和式ではなくて洋式のトイレに切りかえているところも多いようであります。

私も、戦後、初めて洋式トイレを見たのは、たしか昭和32、3年ごろだったと思います。この市役所の上の、まだ米軍の跡地で、昔の米軍の将校官舎がその上にありました。そこを初めて見たときに、洋式トイレと、外国の場合はお風呂と一緒になっている、その将校宿舎が、今の市役所の上側にあったわけです。それを見たとき、最初は何だかなと思いました。しかし、それで洋式トイレというのはこういうものかなということを思ったわけですけれども、我々そのときの日本人というのは、ほとんど和式のトイレ利用でありましたので、本当にちょっと驚いたのですけれども、それが今や、現在では逆に洋式トイレが多くなっているということは、これは環境の変化とは思います。しかし、この和式トイレが、現在全国的に多いのですけれども、これを洋式トイレに何とかならないだろうかという要望が、高齢者にとっては特に多いのです。また、子どもにとっても、今、学校の生徒に聞きますと、やはり洋式トイレで小さい時から育っている関係か、洋式トイレのほうがいいですよという、そういうお話も聞いております。

そこで、まずきょうは、最初に公共施設についてのトイレの状況をお尋ねいたします。 まず、別府市内の公民館において、それぞれの男女別の和式と洋式トイレの設置状況に ついて伺います。

○生涯学習課長(永野康洋君) お答えいたします。

別府市の公民館、これは併設しております体育館の部分を含めまして、小便器の数を除くといった数でお答えさせていただきます。

まず西部地区公民館ですが、男子用は3基全て和式でございます。女子用6基のうち洋 式は1基でございます。その他多目的便所を1基設置しております。南部地区公民館は、 男子6基のうち3基、女子9基のうち3基が洋式でございます。その他多目的便所を1基 設置しております。中部地区公民館につきましては、男子は2基で、いずれも和式でござ います。女子は4基のうち1基が洋式でございます。その他共用が和洋1基ずつ設置をし ております。また多目的便所も1基設置をしております。北部地区公民館につきまして は、なでしこ分館を合わせた数でございますが、男子5基のうち洋式は1基、女子は9 基のうち1基が洋式でございます。その他多目的便所を2基設置しております。朝日大平 山地区公民館につきましては、男子3基のうち洋式は1基、女子は7基のうち洋式は3基、 その他共用は2基で、いずれも洋式でございます。また中央公民館につきましては、来年 4月にリニューアルオープン予定ですが、男子4基のうち3基、女子8基のうち6基が洋 式となります。また共用につきましては洋式が1基、多目的便所も3基が設置されること となっております。(発言する者あり)はい、わかりました。また、公民館ではありませ んが、野口ふれあい交流センターでは、男子7基、女子10基の全てが洋式となっており ます。これらの総数は100基となり、このうち洋式トイレは、男子31基のうち16基、女 子用は53基のうち25基となります。さらに男女共用の和式は5基中の4基、洋式が ……、失礼しました、多目的トイレが11基設置をされているところでございます。

現在、すべての施設におきまして洋式トイレ、また多目的トイレを設置しております。 洋式トイレと多目的トイレを合わせた割合は、現在 56%となっております。

○13番(萩野忠好君) 今お聞きしますと、やはり洋式が多いですね。今後においても、ぜ ひ洋式をふやさないと、それぞれの皆さん方も不便を感じることが多くなってくると思い ます。

それでは、今後、公民館におきまして、和式トイレを洋式トイレにかえていくという、 そういうお考えはありますか。

○生涯学習課長(永野康洋君) お答えいたします。

洋式トイレのみを特に増設するというような計画は、現在のところございません。ただ、 今後とも市民、特に高齢者、あるいは障がい者の皆様の御要望に応えながら大規模改修それから改築、そういった機会を捉えまして、洋式トイレの設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番(萩野忠好君) とにもかくにも、やっぱり時代の変化に対応するということが大事であります。そういうことで今この和式トイレをやっぱり洋式トイレにかえていくということは今後ふやすように、公共機関においても努力していただきたいと思います。

それでは次の、今度は公園関係のトイレについてお尋ねをいたします。

別府市が管理する公園は何カ所ありますか。そのうちトイレが設置されている公園は何カ所あるでしょうか。

○公園緑地課長(生野浩祥君) お答えいたします。

現在、公園緑地課で管理しております公園は、都市公園とちびっこ広場を含めまして、全部で167カ所ございます。このうちトイレを設置している公園は37カ所で、中には別府公園のように3カ所設置されている公園や、南立石公園のように2カ所設置されている公園等がございまして、トイレの数としては全部で45カ所となっております。

- ○13番(萩野忠好君) 今、トイレのない公園もかなりやっぱりあるわけですね。そうしますと、これはトイレのある公園、この公園において障がい者も使えるトイレというのは、何カ所あるのですか。
- ○公園緑地課長(生野浩祥君) お答えいたします。

今申しましたトイレ設置の数につきまして、障がい者も使える多目的トイレといたしましては、22の公園に設置されておりまして、トイレの数としては29カ所でございます。

○13番(萩野忠好君) 近年、障がい者の多目的トイレというのがふえていることは、大変 結構なことと思います。この多目的トイレについても、ひとつ障がい者の方にもつくると きにはよくお聞きして、高さとかいろいろあるようでありますから、そういうものについ ては設置するときには十分な配慮が必要と思います。

それから、トイレの洋式も今後考えるということでございます。そして、トイレを改修 する必要があるのではないかというところもあると思いますが、どのように思っています か。

○公園緑地課長(生野浩祥君) お答えいたします。

便器の改修、単独での改修というのは考えておりませんが、公園の中には 40 年前後経過したトイレもございまして、そういったトイレの改修という要望がまいっております。 そういうものを含めて計画をしたいと思っておりますが、限られた予算の中で事業実施は厳しいというのが実情でございます。

今後につきましては、施設の利用状況や利用者のニーズを把握するためのアンケート調査等を行いまして、計画的に施設整備を行えるよう考えていきたいと思っております。

○13番(萩野忠好君) もちろんトイレについては、やっぱり財源がかなり必要となってきます。ですから、すぐにということは、それはできないと思いますが、やっぱり年々ふや

していくということが大事です。特にまた公園においても、公園トイレを利用するというのは、非常に皆さん方も、トイレがどこかないかなといったとき、やっぱり公園に行けばあるというような感じを持っていますので、公園のトイレについても、今後そういうふうに洋式にしていただきたいと思っております。

それでは、次に学校のトイレについてお尋ねをいたします。

幼稚園、小学校、中学校のトイレの設置状況についてはどのようになっていますか。

○次長兼教育総務課長(重岡秀徳君) お答えいたします。

幼稚園は、和式が36ということで45.6%、洋式が43で54.4%。小学校では、和式が380で58.0%、洋式が252で42.0%。中学校は、和式が199で66.1%、洋式が89で33.9%ということで、この3つの合計でございますが、和式が615で59.4%、洋式が384で40.6%というふうになっております。

○13番(萩野忠好君) 今の状況もお聞きしますと、やっぱり幼稚園は洋式が多いのですね。 それで小学校はまだちょっと少ない、さらに中学校になるとますます少なくなっているようであります。

それでは、洋式に比べて和式の数が多い現状でございますけれども、子どものことを考えましたら、やっぱり環境の変化によって和式を洋式にかえていくべきと考えます。教育委員会の見解はいかがになっていますか。

○次長兼教育総務課長(重岡秀徳君) お答えいたします。

現在、家庭や多くの施設で洋式トイレがふえている中で、子どもたちも洋式でないと困るといった御意見もお伺いしております。洋式トイレの設置につきましては、現在、計画案を作成しているところでございますので、具体的な取り扱いについては、また関係課と協議をして進めていきたいと考えております。

○13番(萩野忠好君) 特に学校に行きますと、使用回数も多いと思うのですね。だから子どもさんが今の4割にも至っていないということは、非常にやっぱり洋式が少ないという現状であります。今後、小学校の統廃合もありますね。そういうときには十分に、やはり洋式トイレの数をふやすということを強く要望いたしておきます。

それから、これはちょっと、男子用の小便のことでちょっと申しわけないのですけれども、先般、テレビで見たので、ちょっと男性軍にお知らせいたしますが、結構男性も今、トイレの小便用のトイレというのははね返りが多いのです。ズボンが結構ぬれるというのが、先般テレビでありました。皆さん、見た人もいらっしゃると思うのですが、このズボンが汚れるということでありますので、これはぜひ男性も洋式トイレに入ってするようにということを言っておりましたので、参考までにお知らせをいたしておきます。

それでは、次に行きます、時間もございませんが。自主財源の確保について質問をいたします。

まず、自立した行政運営にぜひ自主財源が重要と考えております。市の自主財源については、主にどのようなものがあるか伺います。

○政策推進課長(本田明彦君) お答えいたします。

平成26年度の決算見込みでは、歳入全体に占める自主財源の割合は38.3%、約4割となっております。主なものとしましては、自主財源の約77%を占める市税、それから公民館や体育館などの公の施設の使用料、競輪事業収入、基金からの繰入金、土地の売り払いなどの財産収入があります。また、歳入に占める割合は低いのですけれども、ふるさと応援寄附金なども自主財源の中に含まれます。

- ○13番(萩野忠好君) それでは、自主財源の増収策、これがありましたら、お考えをお聞きいたします。
- ○政策推進課長(本田明彦君) お答えします。

自主財源の増収策といたしましては、未利用地の有効活用、使用料・手数料などの受益者負担の見直し、それから資金の効率運用等々ありますが、健全で安定した財政運営を継続していくためには、自主財源のやはり根幹となります市税の増収が最も重要です。市税の増収に向けては、滞納処分の強化による徴収率の向上のほか、新たな付加価値を生み出す企業の創業それから雇用の創出、所得の向上といった地域経済の底上げ、好循環を生み出していくことが必要であると考えております。

現在策定中の別府市版総合戦略に、地域経済を底上げして好循環を生み出す、こういった効果的な施策を盛り込んで自主財源の増収に向け取り組んでまいりたいと考えています。

- ○13番(萩野忠好君) それから、ふるさと納税も貴重な自主財源の1つと思うのですが、 ここ3年の推移はどのようになっていますか。
- ○政策推進課長(本田明彦君) お答えいたします。

ここ3年の推移ですけれども、平成24年度が9件で173万円、25年度が25件で278万2,000円、26年度が42件で246万3,280円となっています。

それから、今年度からですが、お礼の記念品の拡充、それからクレジットカードやコンビニ納付など、寄附の申し込み方法の多様化など、制度の見直しをした結果、昨日時点で305件、1,050万6,000円と、昨年度の実績を大きく上回っております。

○13番(萩野忠好君) それから、先般、議案質疑でしたか、記念品についてどういうものがというのをお話が出ておりましたので、これはもう割愛をいたしますが、次の、今後ふるさと応援寄附金の増収とかいろんな自主財源の確保については、やっぱり真剣に考えていただきたいのです。そして、今PRとか、それから記念品の品物についてもいろいろやっぱり工夫をしていただきたい。今、全国で皆さんが、もうふるさと納税の増収をということで全国的にPRいたしておりますので、別府もぜひそれに負けないように頑張っていただきたいと思います。

それで、今後はそういうふうに一生懸命にPR方と、それから多くの皆さんに、一人でも多くしていただくように努力をしていただきたいということで、この項をもう終わらせていただきます。

それから、次にまいります。もう公園のほうの自主財源は結構でございます。

私も国道 10 号の富士見通りのほう、よくあそこに看板がありますから、あの看板についてもぜひお金をいただいたらどうかということで、この打ち合わせをいたしましたが、公園法の中で免除というのもあるので、そうお金にはならないというお話も出ておりましたので、何とかあそこも結構大きい看板がいつもイベントか何かで利用されております。あれも1口5万円ずつぐらい取ったら、4カ所あるから20万になるならいいなということで私自身は考えたのですが、そういう減免措置というのが多いということでございますので、この辺についても、もう公園の方、大変ありがとうございました。これも割愛させていただきます。

それでは、次の交通安全にまいります。交通安全についてでございます。これは危機管 理課が担当になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

別府市の現状を見ますと、これは広い道路が少ないのですね。狭い道路が多くて、一方通行も多いのです。この交通安全は、今や高齢者もいろいろ犠牲になっておりますし、大きな問題になっております。私も、1日と20日の日は西部地域で交通安全の取り組みに参加をいたしておりますが、まず、別府市において交通安全についてどのような取り組みを行っているのか伺います。

○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

別府市では、交通安全対策基本法を根拠に平成23年度に、平成27年度までの5カ年間

の活動指針であります第 9 次交通安全計画を定めております。その計画に基づきまして、交通事故のない安全で安心して暮らせる別府市を目指し春・夏・秋・冬、年 4 回の交通安全運動、あるいは毎月 1 日、20 日には関係機関・団体、さらには住民が一体となった街頭啓発を実施しているところでございます。

少子高齢化という社会情勢を踏まえ、高齢者と子どもの交通事故防止が特に重要な課題 と捉え、総合的な交通安全対策の推進に努めていきたいと考えております。

○13番(萩野忠好君) 私も、別府の地域交通安全推進活動委員ということで二十数年携わってまいりました。その中で、あそこの国道10号についても、やはりバスレーンを守っていないとか、そういう人たちが随分いらっしゃいます。いろいろと交通安全の取り決めはあるのでございますけれども、やはり違反者も多いわけであります。

近年、高齢者も、先ほど申しましたように事故が多くなっておりますので、この高齢者、それから障がい者、児童などに対しての交通安全の取り組みはどのようになっていますか。

○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。 京学者の土に関しましては、京学とこくが、72

高齢者の方に関しましては、高齢ドライバーによる交通事故防止を図るため、高齢者が 運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進める、別府市高齢者運転免許証自主返 納支援事業を実施しております。また、大分県と警察本部との共同開催の脳トレ型交通安 全教室や、別府警察署との共同開催のシニアカーの体験試乗会、安全講習会を開催し、高 齢者の交通安全対策に取り組んでおります。

また、障がい者の方に関しましては、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例により、道路の整備に当たって、障がいのある人の通行に支障がないよう、安全に配慮した整備を進めております。

児童につきましては、交通安全協会、交通安全指導員、別府市教育委員会の指導による 新入園児、それから保護者と新入学児童を対象に移動交通安全教室を開催し、道路歩行の 基本的ルールを身につけるように指導しております。また、新入学児童用交通安全物品と して黄色のランドセルカバー、ジャンプ傘を、新入学児童全員に配布して、児童の安全対 策の推進に努めております。

○13番(萩野忠好君) この高齢者、障がい者、児童に対しましても、それぞれの取り組みを行っていただきまして、一件でも少なくなるように、事故のないようにお願いいたしたいと思います。

それから、ちょっとお聞きしたのですが、交通安全指導員のなり手が何か少ないという ことで聞いておりますが、現況はどうなっていますか。

○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

交通安全指導員につきましては、市内の交通安全を保持するために、園児・児童を初め歩行者の安全通行を図るため、誘導や指導を通学期間中のほぼ毎朝行っていただいております。指導員の定数は、別府市交通安全指導員に関する規則により39人以内となっておりますけれども、近年、退任等で33人まで減少し、指導員の配置ができない校区もありましたけれども、10月から新たに3人の指導員が着任する予定でありまして、現在36人の配置が可能となっている状況であります。

○13番(萩野忠好君) この別府市内においては一方通行、それからバスレーンもそうですけれども、現在的に見てみますと、もうバスレーンは要らないのではないかなということもちょっと考えられます。というのは、もうみんな守っていません。(笑声)そういうことで、それから進入禁止、それから駐停車のラインというのが消えておって、何かこう、わからないような状況もありますから、ああいうことはやはり警察とよくお話をしていただきたいのですけれども、これは市ではないと思いますよね、公安委員会と思いますが、その辺はではでいるように公安委員会と、権限がいろいろあると思うのですけれども、その辺はど

う思っていますか。

○危機管理課長(安藤紀文君) お答えいたします。

交通規制や道路のラインなどの道路標示につきましては、都道府県公安委員会が設置・変更・開示をすることとなっております。具体的な手続につきましては、別府警察署の交通課へ要望し、これは口頭でもよろしいということであります。できれば地域住民の意向がついている、そういう添付されている、意向を添付しているほうがより望ましいということでありますけれども、その内容を警察署が、安全性や必要性について調査して、その調査結果を考慮して、大分県公安委員会が判断することとなっております。

別府市といたしましては、そういうお申し入れがあれば、別府警察署交通課へその要望 内容をお伝えする、または御案内することとなります。

○13番(萩野忠好君) よく警察署といろいろお話をしてください。本当に別府の道路事情 もよくありませんけれども、やはりラインが消えておったり、それから幾ら交通安全、安 全といって、皆さんも非常に安全防止のために立って安全活動に出ていただいております ものの、やはり事故が多い。警察の方に聞きましたら、数字的に全部は上がっていません けれども、結構警察署の交通課は出るあれが多いのですということを言われました。特に そういうことでありますので、今後十分別府警察署交通課と連絡を密にしながらやってい ただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります、もう時間がありませんが。美術館の状況ですけれども、もう簡単にお願いしたいのですが、美術館の状況、今どのようになっていますか。もう簡単に答えてください。

○生涯学習課長(永野康洋君) お答えいたします。

現在の美術館の状況でございますけれども、建物、これは老朽化いたしまして、施設の維持が毎年困難となっているということは、教育委員会としても認識しておるところでございます。施設の総合的な整備を検討しなくてはならないというふうに考えております。

本年2月には、市の内部のほうの建設検討委員会を立ち上げておりますが、まだ具体的な議論に入っておりませんが、美術館と図書館の一体的整備という中で、できるだけ早い時期に具体的な検討に入りたいというふうに考えております。

○13番(萩野忠好君) 美術館と図書館につきまして、いろいろこの議会でも長い間問題が出ております。特に美術館においても、立派な絵があるそうであります。しかし、その価値は私どももよくわかりませんけれども、お聞きすると、利用者は少ないということであります。せっかく立派な絵があっても見る人が少ないということは、非常に残念でなりません。そういうことで今後、あの美術館も建物も古いし、それから私も経験があるのでございますが、私が観光協会におったときに、祭りの道具をあそこの地下に置かせていただいておりました。そのとき、台風とか波が来ますと、全部あの地下がやられるのですね。それで、それだけやられているのに、なぜこの美術館は立派な絵があるのに被害がないのかなというふうに非常に心配をしておりました。そういうことで絵というのは、一回汚れますとゼロになってきます。そういうことで立派な絵があるのに、何で長年放っているのかなという気がしてなりません。議会でも相当議論があっているようであります。ぜひあの美術館はやっぱりどこかに持っていかないとだめと思いますよ。その辺を今後十分に早急に対応するようにしてください。

それからもう1つ。図書館もそうですけれども、図書館も今駐車場もなく、そして、結構子どもさんはよく図書館に来ているようであります。夏休みとか冬休みは特に子どもさんは多いようであります。図書館利用も、本もたくさんあって、年間本も購入が多いのですけれども、やはりこれも駐車場の問題とかで、大人の方は余り行っておりません。美術館と図書館というのは、やっぱり連携したものもありますし、非常に立派なものをなさっ

ても、今、利用されていないというのが一番の欠点です。ですから、これにおいては、市 長、やっぱり早急に利用も一緒にするように。

私の個人的な意見ですよ、個人的な意見ですけれども、当分それが決まらない間は、今、トキハが4階から5階、ずっと空いているのですよ。トキハさんも困っていると思うのですけれども、あのトキハには昔の恩義もあります。というのは、あそこの横を買ってもらったときに、トキハは数十億円のお金を払って別府市に買ってもらいました。あれがなければ恐らく別府市も市長さんほか相当な、何といいますか、犠牲といいますか、お金を払わなくてはならない大きな問題が当時あったと思うのですよ。ですけれども、今、美術館と図書館を考えた場合に、やっぱり今トキハが空いているというのなら、安くそこで当分の間でも、あそこでやっていただければ、両方僕はうまくいくのではないかと思うのですよ。これは大きなまたお金も、つくるとなると要ります。そういうことでぜひ皆さん方でよくお考えになってこの図書館と美術館、トキハならば交通便もいいし、それから町なかでありますから、利用者も、私は今よりもずっと多くなると思うのです。

答えは要りません、今後、ひとつ十分によくそれを認識されて、そして立派な美術館、 そして図書館になるように御努力をお願いいたしまして、きょうの私の質問を終わらせて いただきます。

○議長(堀本博行君) お諮りをいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす 17日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす17日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は、終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時03分 散会

_	170	_